

序章 東庄町の現況

第一節 自然環境

(一) 東庄町の位置・面積

本町は千葉県の北東部にあり、東經一四〇度四三分、北緯三五度五一分の位置（役場位置）にある。

東は銚子市、西北部は小見川町、西南部は山田町、干潟町、東南部は海上郡海上町などと隣接している。北東部に坂東太郎の異名で知られる利根川がゆるやかに流れている。その対岸に茨城県鹿島郡神栖町、波崎町があり、また鹿島臨海工業地域の高い煙突が目と鼻の先に見えている。

西北には八溝山地の末端にある筑波山が眺められ、本町を含むこのあたり一帯は、水郷筑波国定公園の区域内にある。

交通の便は、国鉄千葉駅より成田線（成田回り銚子行）で約一時間三〇分の圏内にあり、本町内には 笹川駅と下総橋駅がある。後者は農協が国鉄からの業務依託をうけて管理する駅として全国でも珍しいものである。本町の各駅はほぼ佐原駅と銚子駅の中間点に位置している。

また本町の面積は、総面積四五・三二平方キロメートルで、地区別にこれをみると次のようになる。

神代地区	一〇・三八平方キロメートル
笛川地区	一一・〇四平方キロメートル

橋地区 一三・九七平方キロメートル
東城地区 九・九三平方キロメートル

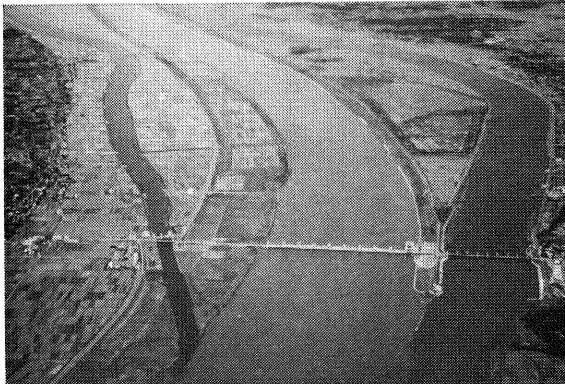
(二) 東庄町の地勢

本町は東西約九キロメートル、南北約一〇・五キロメートルの長方形のかたちをしている。地勢図にみられるように中央が丘陵をなし標高の最高は小南城山地先で五六・五メートル、北部、南部に傾斜し低地になつていて。最低は、筐川港付近で一・六メートルである。全体的に起伏の多い変化のある地形である。低地は水田に利用され、丘陵(台地)の斜面は森林に、上部の平地は畑作に利用されている(第2図参照)。

また集落は、筐川地区が国道三五六号線ぞいに街区を形成しているほかは、それぞれの地区ともに集村形態で分布している。

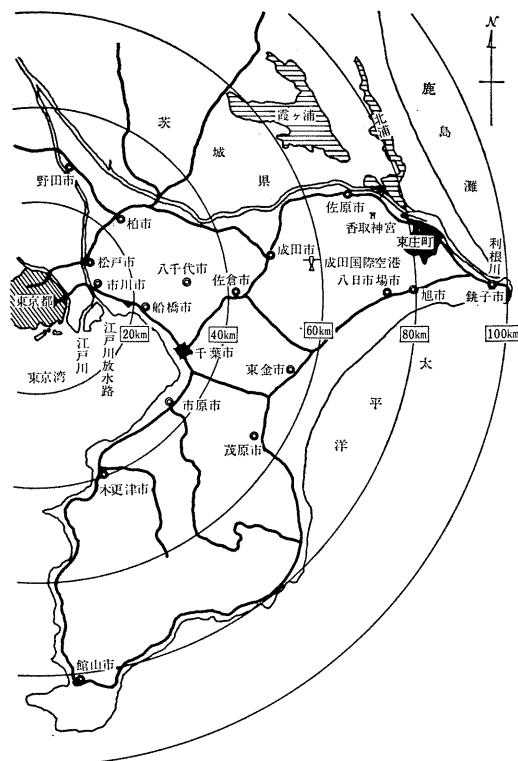
なお道路は北東部の低地を東西に国道三五六号線が縦貫し、県道は①旭→筐川線、②多古→筐本線、③小見川→海上線、④谷原息栖→東庄線、⑤筐川停車場線、⑥橋停車場→東城線の六路線がある。町道は、それらの国道や県道より分岐し三六七路線が網状に広がっている。

河川についてみると次のとおりである。



利根川と黒部川の合流点

これらの河川は、利根川が筑波山地先で黒部川と合流し、さらに新宿地先で利根川と合流、太平洋に注ぐ。
 中央部の台地は、ほとんどが畑であり、北部および南部の低地は肥沃な水田となっている。
 また、山林は、主として傾斜地であり、おもに針葉樹が植林されている。



第1図 東庄町位置図

- 一 利根川 本町 笹川い（新切）地先キロメートル
- 二 黒部川 本町 笹川い（新宿）地先キロメートル
- 三 柿沼川 本町 羽計地先（宿浜）地先まで全長 五・二三キロメートル
- 四 新川 本町 大久保地先～夏目地先まで全長 三・〇〇キロメートル

第2図 東庄町地勢図

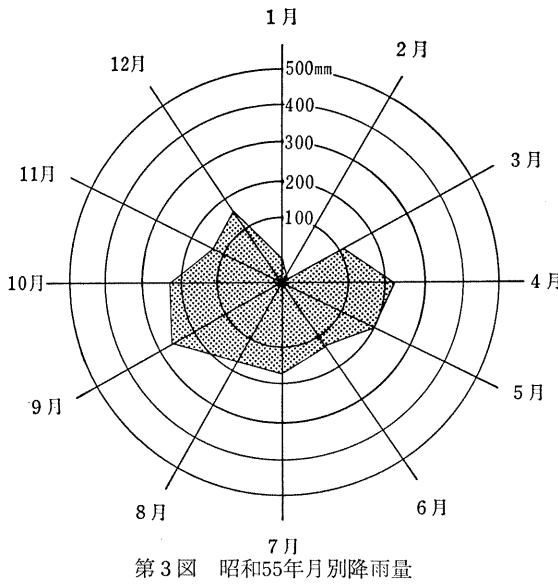


第一節 自然環境



(二) 東庄町の気候・地質

1 気 候



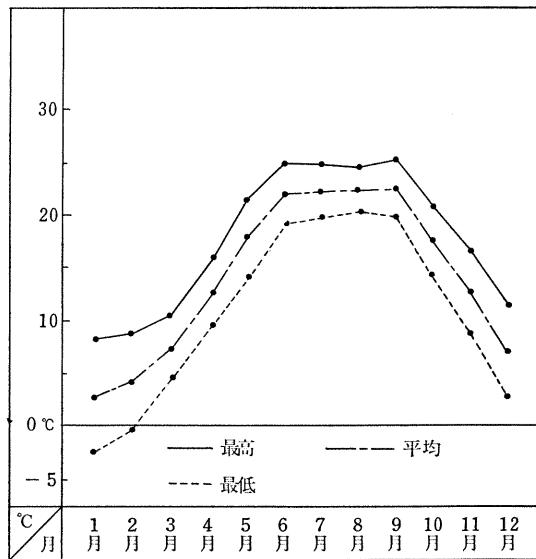
第3図 昭和55年月別降雨量

本町は、表日本温暖気候に属し、冬は東京より一~二度C暖かく、夏は涼しくなっている。平均気温は、一五・五度Cである。過去一五年間における最高気温は、昭和四十三年八月四日に三九・五度Cを記録し、最低気温は、昭和四十五年一月十八日に、マイナス九度Cを記録した。

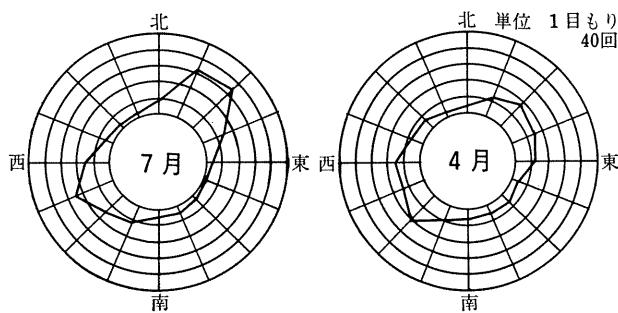
降雨量は、四月、五月、九月、十月に多い。年間総降雨量は、一五〇〇~一八〇〇ミリメートルである。一日最大降雨量は、昭和四十一年十月二日に三九五ミリメートルを記録した。

風は、冬に北西の季節風が多く、からつ風がふきあれる。夏は、南東の風がおもで三~五メートルの風である。その他、秋には、低気圧や不連続線の通過することが多く、強風や豪雨にみまわることがある。春には、地表が乾燥し、関東ローム層

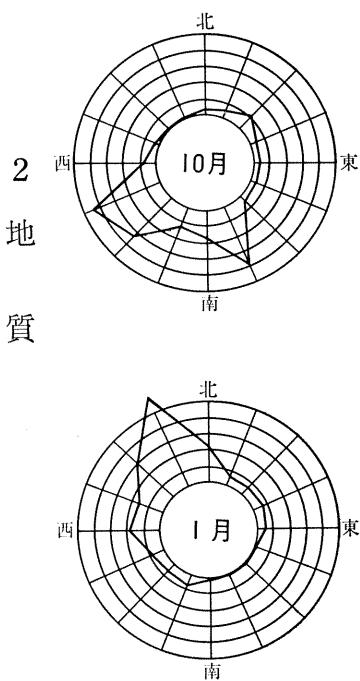
の砂じんが舞いあがり苦しめられるときがある。
昭和五十五年における月別降雨量および月別平均気温は、第3図、第4図のとおりである。



第4図 昭和55年月別平均気温



第5図 昭和52年度四季風向（回数）グラフ



2 地 質

東庄町上水道四号井戸（羽計二〇一九番地）の土柱状図は、第6図のとおりである。



第6図 土柱状

最近、町内で山をけずりとつてあるところがあるので、その様子と右の図を対比してみるとよくわかるが、本町の多くは砂の堆積した地質構造をもっている。町内の各所にみられる台状の土地も岩石で構成されているのではなくほとんどが砂の堆積した地層のもりあがりでありこの点では地域によつて名称は異なるが、下総台地の基本構造と共通している。

第二節 社会環境

(一) 東庄町の母胎となつた村々

昭和三十年七月二十日、神代村、笛川町、橋村および東城村が合併して、東庄町が発足した。東庄（とうのしょう）の名称はこのあたりが中世以来東庄という莊園であり、千葉常胤の六男胤頼がここに入り東氏を名乗り、中世の名族として発展した故事にちなんで命名されたものである。

昭和三十一年四月十五日、大字桜井の区域が本町より分離して千潟町に編入された。また三十六年九月一日には同町から本町へ七二二六平方メートル、本町より千潟町へ二万五二二平方メートルが境界線変更により移動した。さらに土地改良事業の施行により、昭和三十九年八月一日、小見川町から東庄町へ五七九五平方メートル、東庄町から小見川町へ四八二八平方メートルが境界変更により所管がえになった。また同じく土地改良事業により昭和四十九年八月一日海上町より東庄町へ一万四六一平方メートル、東庄町より海上町へ八九四一平方メートルの土地がそれぞれ移動した。

現在の本町を形成している旧四町村の概観を次に掲げておく。

○ 旧神代村

明治二十二年、町村制施行により、平山村、小貝野村、大友村、窪野谷村、高部村、大久保村、舟戸村、桜井村、

東和田村、神田村の一〇村を合併し、かつてこの地域一帯が上代郷といわれたところから神代村と称された。

○旧 笹川町

笹川は古くから「さゝざ川」と呼ばれ須賀山村の一部に属した水運の拠点であった。明治二十二年の町村制施行により、須賀山村、鹿野戸村の二村を合併して笹川村を設置した。その後、明治四十年に笹川町となつた。昭和三十年に大字須賀山を「笹川い」に、大字鹿野戸を「笹川ろ」に改めた。

○旧 橘たちばな村

明治二十二年、町村制施行により青馬村、宮本村、今郡村、谷津村、東今泉村、羽計村、新宿村、石出村の八か村を合併して橘村と称した。

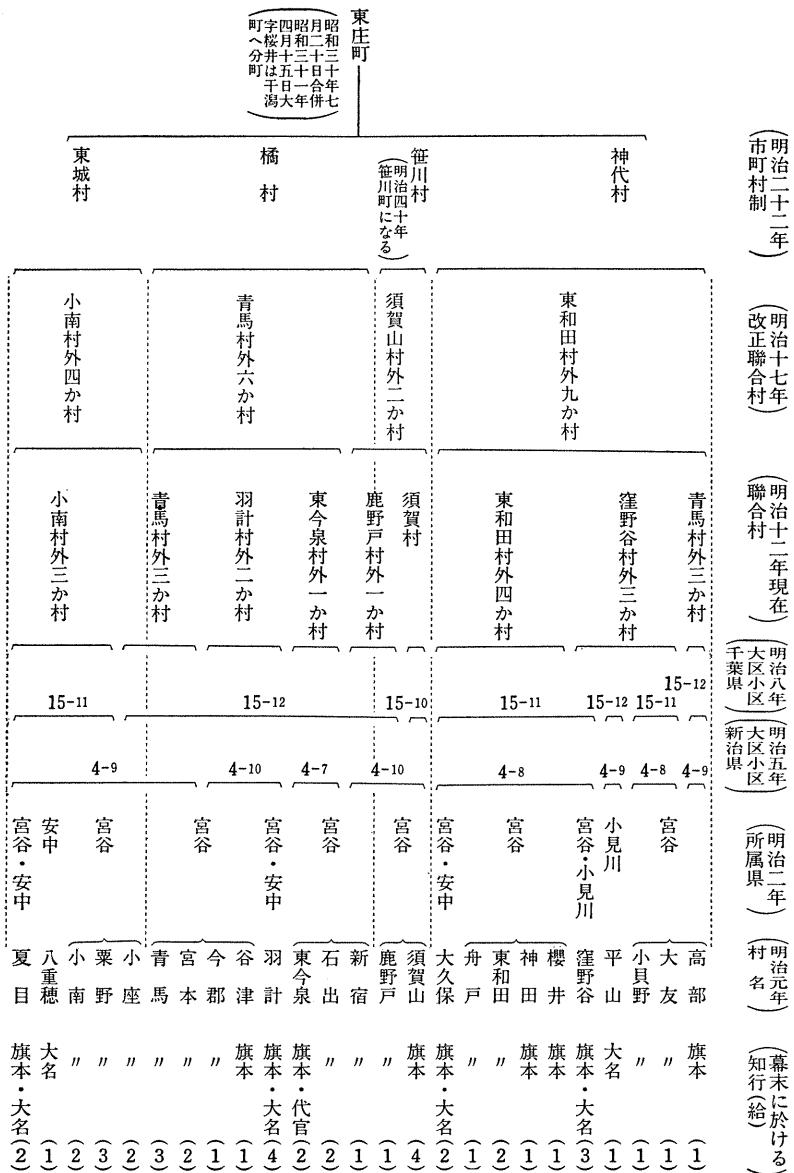
○旧 東城村

明治二十二年、町村制施行により、小南村、栗野村、小座村、夏目村、八重穂村の五村を合併東城村と称した。

明治以来の町村合併の経過から本町の成立に至る経過を整理すると第7図のようになる。

(二) 東庄町の人口

本町の人口は昭和二十年代を頂点に、その後は都市への流出が多くなった。特に昭和四十五年には一万四八五八人まで減少した。しかし昭和四十年代後半になると鹿島臨海工業地帯の操業開始に伴い本町の住宅団地への入居がすすめられ、これに併せて都市からのUターン現象がみられ昭和五十六年には一万八五三七人へと増加した。これは今後ともこの傾向を保持し、昭和六十五年には二万二一〇〇〇人まで増加するであろうと推測されている。これまでの本町



第7図 東庄町合併史

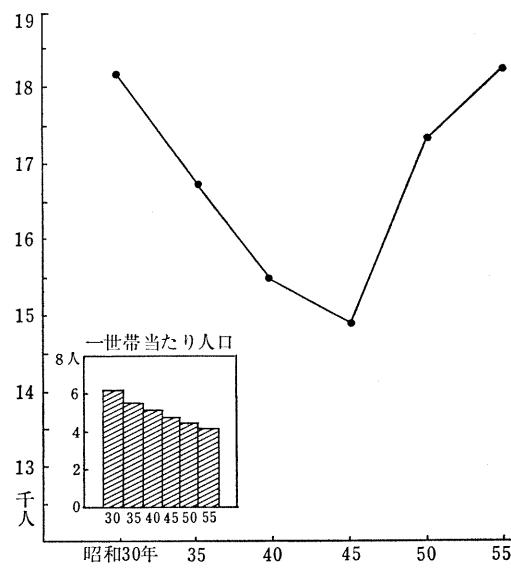


住宅団地

の世帯・人口の変遷は第8図および第1表のとおりである。

第9図の「人口の転入転出状況」をみると昭和四十六年ごろから五十二年度にかけてかなりの転入がみられている。この理由は前に述べてあるので省略する。

本町の人口構成をみると男、女のバランスが比較的によくとれている。一〇年前の四十五年度の調査と今回の調査を対比すると「働きざかり」と称される二十五歳代～三十五歳代の人口が多い。しかし、それより若い世代、いわゆる「あとに続く者」が不足していることは、この人口ピラミッド（第10図）をみると一目瞭然である。

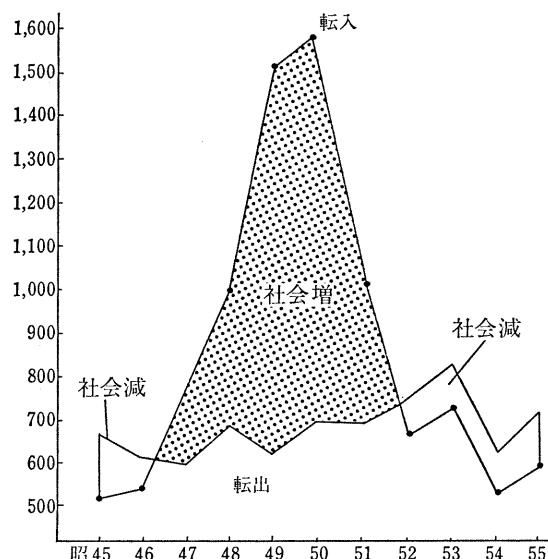


第8図 総人口のうごき

第1表 人口、世帯数

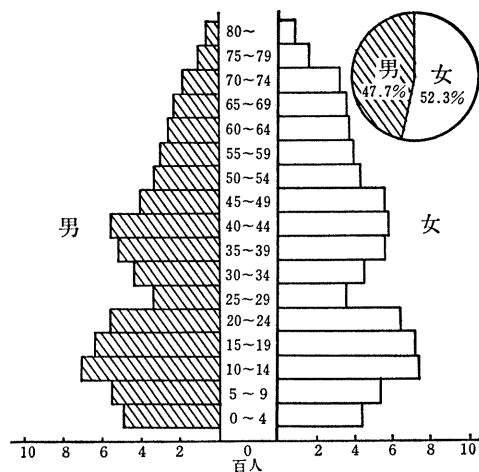
第二節 社会環境	年	世帯数	人		口
			総数	男	
	大正9年	2,355	13,202	6,273	6,929
	〃 14年	2,353	13,341	6,341	7,000
	昭和5年	2,421	14,146	6,842	7,304
	〃 10年	2,480	14,779	7,156	7,623
	〃 15年	2,507	15,066	7,233	7,833
	〃 22年	3,063	18,726	8,896	9,830
	〃 25年	3,035	18,631	8,886	9,745
	〃 30年	2,952	18,017	8,512	9,505
	〃 35年	2,899	16,754	7,773	8,981
	〃 40年	2,894	15,426	7,294	8,132
	〃 45年	3,032	14,857	7,086	7,771
	〃 50年	3,767	17,288	8,798	8,490
	〃 55年	4,468	18,205	9,216	8,989
	〃 56年	4,446	18,537	9,370	9,167

大正9年～昭和55年までは国勢調査人口、昭和56年は住民基本台帳より（7月1日現）

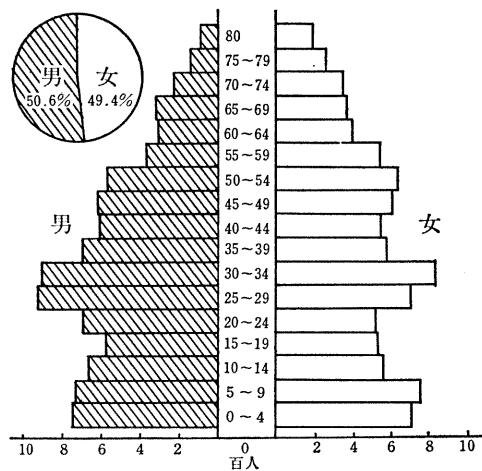


第9図 人口の転入転出状況（昭和55年度調査）

昭45国勢調査



昭55住民基本台帳

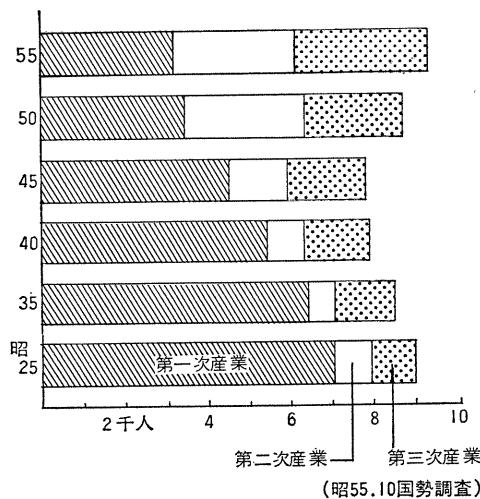


第10図 人口の構成

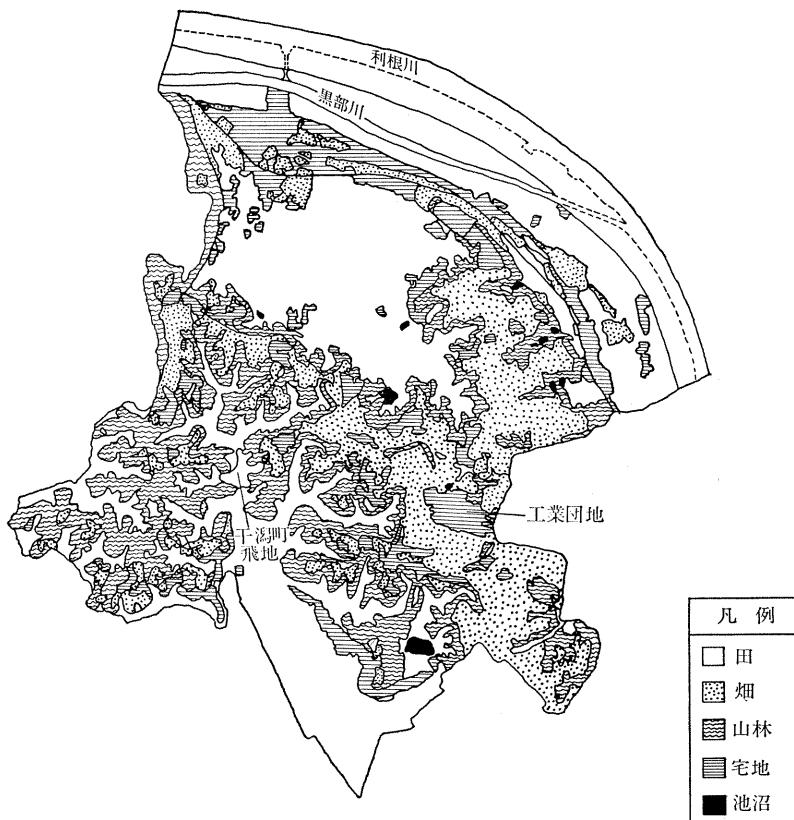
第2表 産業別就業人口

産業別	就業人口			構成比	
	総数	男	女		
総 数	9,248人	5,697人	3,551人	100%	
第一次産業	農 業 漁業、水産養殖業	3,104 15	1,548 13	1,556 2	33.5 0.2
第二次産業	鉱 製 建 設 造 業	4 763 2,331	3 689 1,609	1 74 722	— 8.2 25.2
第三次産業	卸 売、小 売 金 融、保 険 不 動 産 運 輸、通 信 電 気、ガス、水 道 サ ー ビ ス 公 務	1,109 121 14 468 39 1,115 164	580 60 9 436 36 603 111	529 61 5 32 3 512 53	12.0 1.3 0.2 5.1 0.4 12.1 1.8
分類不能	1	—	1	—	

(昭55.10国勢調査)



第11図 産業別就業人口の推移



第12図 東庄町土地利用現況図 (昭56年8月現在)

本町の土地利用の状況を固定資産概要調書からみると、次のとおりである。

田	一四・四四平方キロメートル
畑	九・一〇平方キロメートル
宅地	二・六五平方キロメートル
池沼	〇・一二三平方キロメートル
山林	五・四五平方キロメートル
原野	〇・一五平方キロメートル
雜種地	一・四〇平方キロメートル

(三) 東庄町の土地利用

その他一〇・九〇平方キロメートル
なお、東庄町土地利用現況図は、第12図のとおりである。

(四) 東庄町の産業経済

1 農業

本町の基幹産業である農業は、水稻を中心に、野菜、畜産等の複合的農業として、町民生活の安定に寄与している。

水田は、一部の谷津田を除いて、ほとんどが整備されている。畑は、未整備が多く、大型機械の搬入搬出および作物の運搬等に効率が低い状況である。この畠の未整備については、現在、進められている東総用水事業の早期完成がまたれる。

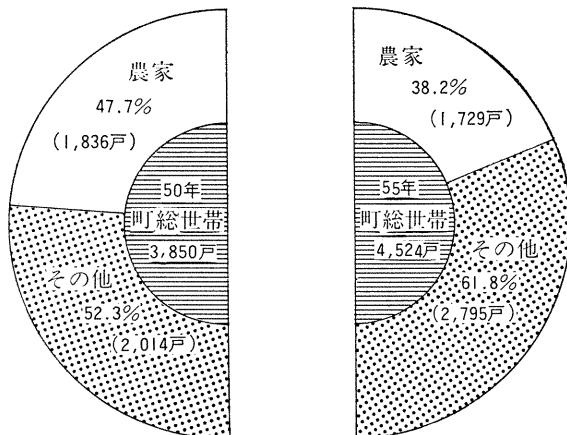
畑作物では、にんじん、こかぶ、食用かんしょ、らっかせい等が基幹作物として栽培されているが、近年、連作障害や地力の低下により収穫減等の問題が出ている。

生産物の流通面は、各集落に実行組合が組織されており、米は、農協、民間業者に対し計画的な出荷が行われている。野菜の流通は、そ菜園芸組合を通じて、農協系統共販により、京浜市場へ重点的に計画出荷されている。さらに、一部は近在市場（佐原、銚子、旭）へ個々に出荷されている。養蚕、柑橘、酪農は、各組合を通じて、市場または

第3表 総農家数

年 次	農家数	年 次 比 較		総世帯数	農家率
		増減数	増減率		
昭和50年	1,836戸	△39戸	△2.1%	3,850戸	47.7%
51	1,822	△14	△0.8	4,418	41.2
52	1,798	△24	△1.3	4,631	38.8
53	1,771	△27	△1.5	4,527	39.1
54	1,756	△15	△0.8	4,550	38.6
55	1,729	△27	△1.5	4,524	38.2

(資料：農業センサス、農業基本調査)

第13図 総世帯数に占める農家数の割合
(昭和50年→昭和55年)

民間業者へそれぞれ出荷されている。営農指導は、町、農協、県関係機関との連携により進められている。

造の高度化に伴い、第一次産業就業者の第二次、第三次産業への転業によるものであり、本町においては、特に鹿島臨海工業地帯の出現に多く影響されたためである。なお、年別の総農家数は、第3表のとおりである。

経営耕地規 模別農家数 経営耕地規模別農家は、一〇アール～二九アールの小規模農家および七〇～一九九アールの中堅農家が減少しており、二〇〇アール以上の農家が増加している。これは、少しずつではあるが、経営耕地面積の拡大化が図られている。なお、年別の経営耕地規模別農家数は、第4表のとおりである。

第4表 経営耕地規模別農家数

年次	総農家数	耕地面積 10a ～ 29a	10a	30a	50a	70a	100a	150a	200a	300a 以上	例外規定
			～ 49a	～ 69a	～ 99a	～ 149a	～ 199a	～ 299a			
50	1,836戸	190戸	177戸	173戸	264戸	435戸	350戸	229戸	16戸	2戸	
51	1,822	188	181	163	275	418	361	217	16	3	
52	1,798	176	180	177	264	414	343	222	18	4	
53	1,771	165	176	157	257	401	355	237	19	4	
54	1,756	157	173	156	242	416	355	234	20	3	
55	1,729	145	170	170	234	410	330	246	20	4	

(資料：農業センサス、農業基本調査)

専兼別農家数

減少を続ける農家数のうちで、專業農家は、昭和五十三年まで、ゆるやかであるが増加傾向にあった。しかし、昭和五十四年から昭和五十五年の一年間に、一二三戸（七・七%）專業農家が減少した。

また、第一種兼業農家も、昭和五十年の七九八戸から、一二八戸（年率三・五%）減少し、昭和五十五年には六七〇戸となつた。反面、第二種兼業は、七三〇～八三〇戸の内で増減をくりかえしている。

これは、総農家数の減少によることと、各世帯において、他産業へ就業の機会を得て、所得増を求めた結果によるものと思われる。なお、専兼別農家数は、第5表のとおりである。

農家世帯の十六歳 農業への十六歳以上の就業状態では、三十歳以下の農業以上の就業状態 従事者の減少が目立つ、特に水田地帯では兼業化が進み、農業の担い手は、高齢者と婦人層になっている。なお、就業状態は、第6表のとおりである。

経営耕地面積

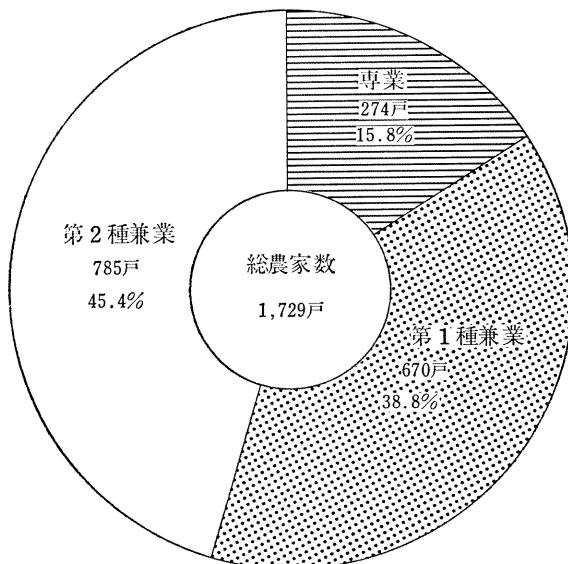
町の総面積は、四五三一ヘクタールであり、そのうち、水田一四三四ヘクタール、普通畠六〇六ヘクタール、樹園地その他六三ヘクタール合計経営耕地は、二一〇三ヘクタールで、総面積の四六・四%である。

田は、少しではあるが、増加している。反面、果樹園、桑園、普通畠は減少

第5表 専兼別農家数

年 次	総農家数	専業	兼業	
			第1種兼業	第2種兼業
昭和50年	1,836戸	290戸	798戸	748戸
51	1,822	290	699	833
52	1,798	295	726	777
53	1,771	299	721	751
54	1,756	297	727	732
55	1,729	274	670	785

(資料：農業センサス、農業基本調査)



表のとおりである。
お、経営耕地面積は、第7
表のとおりである。
これは、就業者の他産業
への移行および需給動向に
そった高度集約作目の導入
によるものと思われる。な
り、昭和五十二年産から減
少している。そのほか、本町の基幹作物であるかんしょ、にんじん、かぶ、らっかせいで、かんしょが昭和五十三年
から昭和五十四年産の一年間に四二八六アールの減少になった。なお、農産類別収穫面積は、第8表のとおりであ
る。

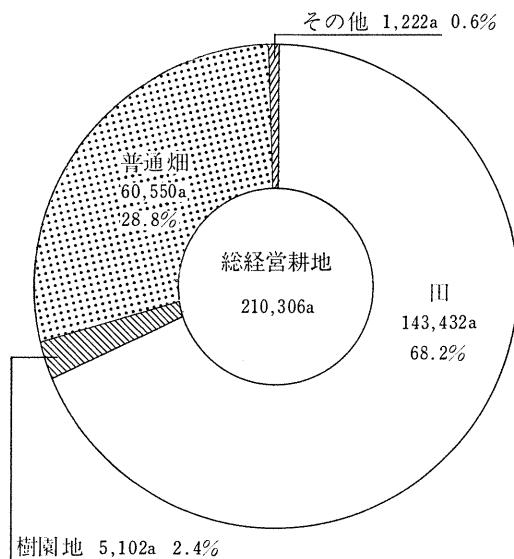
農業機械

農業機械は、自脱型コンバインの普及によりバインダーが減少しているが、そのほかの農業機械は、増
加傾向にある。なお、農業機械の年別台数は、第9表のとおりである。

第6表 農家世帯員の16歳以上の就業状態

年次	総 数	農業だけに従事した人	農業とその他の仕事に従事した人	その他の仕事だけに従事した人	仕事に従事しなかった人
第一節 社会環境	50	7,727人	2,624人	2,326人	885人
	51	7,701	2,570	2,273	891
	52	7,547	2,624	2,280	769
	53	7,421	2,618	2,253	768
	54	7,347	2,575	2,274	770
	55	7,291	2,552	2,098	916

(資料: 農業センサス、農業基本調査)



第15図 経営耕地の割合

畜産は、牛については、乳用牛、その他の牛とも、ゆるやかであるが、飼養頭数が増加している。豚は、昭和五十四年までは、一万五〇〇〇頭前後であったが、昭和五十五年には二万三〇〇〇頭に急増した。にわとりは、一二万羽前後の飼養羽数である。なお、畜産飼養頭羽数は、第10表のとおりである。

本町の漁業は、利根川および黒部川の内水面漁業である。漁業就業者は、一三〇人前後と推定される。捕獲魚種は、こい、ふな、うなぎ、ばら、たなご、すずき、しじみである。この漁業も、河口ぜきの完成および水質汚染等

第7表 経営耕地面積 (単位アール)

年次	総経営地	田	樹園地			普通畠	その他
			果樹園	茶園	桑園		
50	214,814	141,258	3,495	11	4,603	64,648	895
51	211,306	140,652	3,096	2	4,578	62,290	688
52	209,645	140,424	2,577	2	4,112	61,657	873
53	212,163	143,347	2,300	22	3,659	61,889	946
54	212,039	143,943	2,077	36	3,387	61,691	905
55	210,306	143,432	1,766	26	3,310	60,550	1,222

(資料: 農業センサス、農業基本調査)

第8表 農産類別収穫面積 (単位アール)

作物名	年次	49年産	50年産	51年産	52年産	53年産	54年産
		49年産	50年産	51年産	52年産	53年産	54年産
水稲	135,161	134,799	134,595	142,481	134,338	132,169	
陸稻	1,113	739	659	732	592	231	
小麦	386	229	309	208	180	181	
大麦	155	—	10	10	56	63	
はだか麦							
ビール麦	1,163	454	377	390	345	340	
馬鈴しょ	3,413	2,931	3,129	3,029	3,121	3,591	
甘しじょ	8,624	9,359	10,781	11,586	11,517	7,131	
たばこ	827	668	1,079	1,320	1,386	1,334	
キャベツ	1,850	1,140	1,490	1,788	2,280	1,910	
たまねぎ	492	390	322	371	419	417	
大根	1,338	1,238	1,121	1,290	1,538	1,440	
ねぎ	1,091	945	817	986	1,071	1,053	
にんじん	10,630	10,803	11,234	11,687	9,378	10,371	
かぶ	6,670	6,684	6,969	8,065	8,763	8,874	
ごぼう	3,217	2,714	3,228	3,185	3,816	3,976	
ほうれん草	881	546	658	834	804	1,039	
らっかせい	16,299	14,142	12,177	11,737	12,125	11,811	
牧草類	667	322	775	810	839	1,026	
花き類	1,394	1,513	1,663	1,927	1,925	1,910	

(資料: 農業センサス、農業基本調査)

により、漁獲量に大きな影響を受けている。漁獲量、漁獲金額は、第11表のとおりである。

第9表 農業機械 (単位台)

年次	動力耕運機・トラクター	動力噴霧機	田植機	バインダー	自脱型コンバイン	農用トラック
50	1,460	424	118	739	92	913
51	1,566	419	222	817	122	847
52	1,641	462	360	784	268	944
53	1,714	455	494	735	368	989
54	1,797	478	643	700	460	1,058
55	1,752	483	817	661	565	1,098

(資料: 農業センサス, 農業基本調査)

第10表 畜産飼養頭羽数

年次	牛		豚	にわとり
	乳用牛	その他の牛		
50	303	360	15,980	59,576
51	317	258	15,725	110,625
52	343	345	13,930	109,461
53	370	353	15,207	130,510
54	392	526	16,184	120,465
55	384	496	23,713	111,830

(資料: 農業センサス, 農業基本調査)

第11表 漁獲量・漁獲金額 (55年)

魚種	漁獲量	漁獲金額
こい	15,200kg	304万円
ふな	21,000	210
うなぎ	3,200	640
ばら	13,000	260
はぜ	100	50
どじょう	1,000	200
たなご	2,500	125
すずき	2,100	105
しじみ	210,000	4,200
えび	800	20
計	268,900	6,114

(資料: 笹川漁協)

3 商業

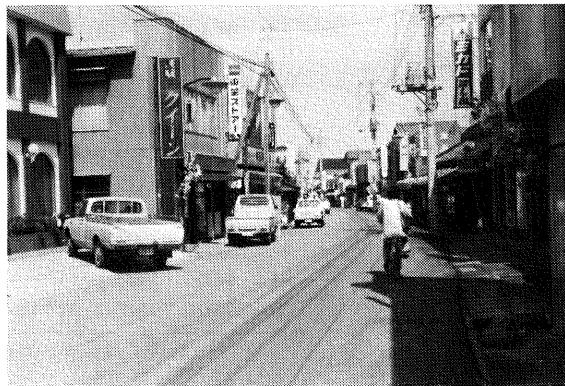
本町の商業環境は、佐原、小見川、銚子等の商業圏の影響が大きい。近年、周辺都市の商業力が拡大しつつあり、相対的に本町の商業力は低下している。また、本町内にも、中規模小売店(スーパー)の出店があり、さらに今後とも出店が予想されることから、地域商業の健全な発展のため、地元小売業者との適正な調整に努めなければならぬ。

い。

さらに、本町では、都市型サラリーマン人口の増加に伴い、都市化が進み、従来の農村型消費に加えて、都市型消費のウェイトが高まり、生産と消費との両面の機能をもつた複合的都市機能へと移行しつつある。

昭和五十四年商業統計によると、商店数は三〇七店、従業者数は八二三人、総年間販売額は一一八億六八一一万円である。年間販売額を業種別にみると小売業がもっとも多く、六二・四%を占め、卸売業三四・一%で飲食店は三・五%に過ぎない（第16図参照）。年間販売額における増加は、五年間で商店街の一部（笹川）
一・九一倍（年平均増加率一七・五%）である。

商店数、従業者数、商品販売額は、第12表のとおりである。



4 工 業

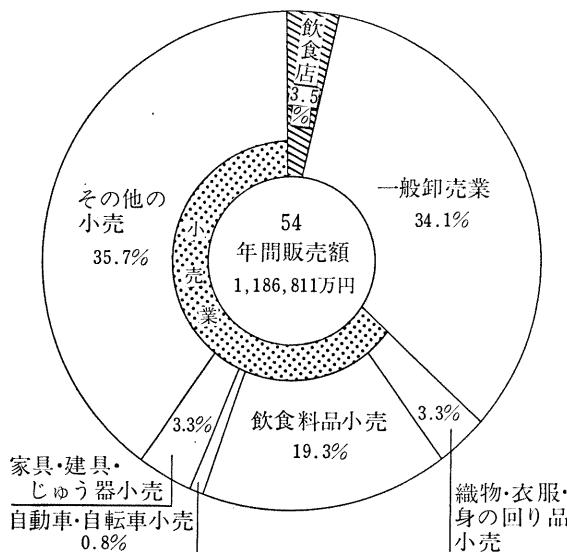
本町には、大規模な工場の進出ではなく、中小企業の工場が各地に散在している。工業の発展は、町民の雇用機会の拡大と町民所得、町民生活の向上に大きく貢献するものである。

昭和五十四年における本町の事業所数は、一二四であり、昭和五十年度と比較して、やや増加の傾向を示している。業種としては、事業所数の七二・五%が袋物加工業（なめしかわ）である。次いで食料品が八・一%の順になつていている。従業者数でみると、袋物加工業が六三・一%、食料品一〇%、衣服八・七%、その他八・三%となつてい

第12表 商店数・従業者数・商品販売額

年	卸 売 業			小 売 業			飲 食 店		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
昭49	28	126	182,682	241	549	416,680	34	103	22,359
51	25	127	326,769	249	606	572,089	42	122	29,522
54	25	111	404,165	232	588	741,273	50	124	41,433

(資料：商業統計調査)



第16図 昭和54商品販売額 (資料：商業統計調査)

る。なお、年別の事業所数、従業者数、製造額、業種別出荷割合は、第13表および第17図のとおりである。

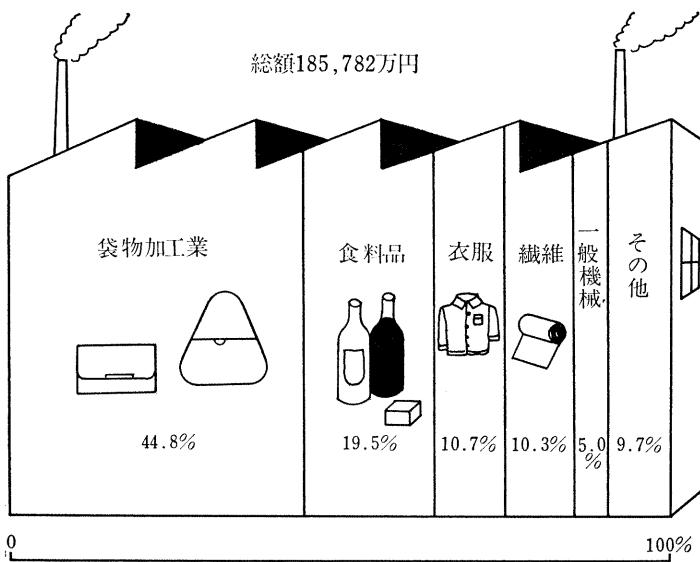
工業団地

本町には、千葉県企業庁が、地域開発の一環として開発した東庄工業団地が宮野台にある。この工業団地は、昭和四十三年度に用地買収に着手され、現

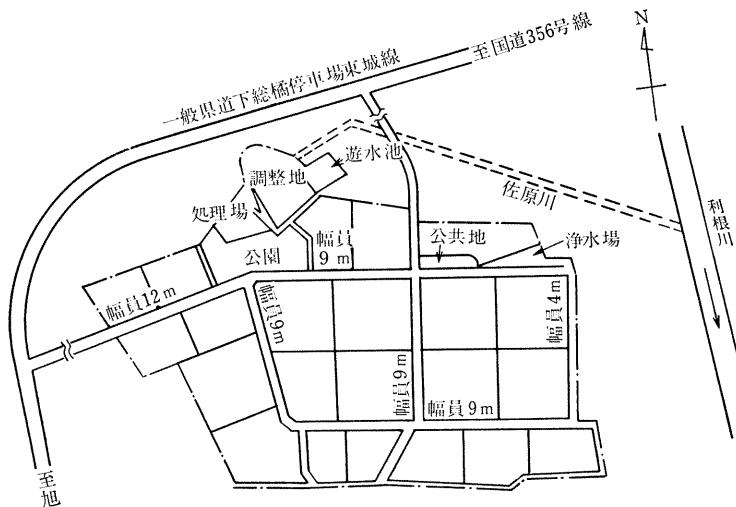
第13表 事業所数・従業者数・製造額等

区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	
			か所	人
昭和50年	110	470		110,930
51	110	476		121,927
52	110	481		139,650
53	123	542		165,242
54	124	541		185,782

(資料：工業統計調査)



第17図 昭和54年業種別製造品出荷割合 (資料: 工業統計調査)



第18図 東庄工業団地計画図

在は、買収が完了している。造成工事は、調整地工事、整地工事が完了しているのみで、本造成は未完了である。今後、早期に本造成を完了させるとともに、優良企業の誘致がまたれる。なお、東庄工業団地計画図は、第18図のとおりである。



織物工場

5 東庄町の特産物

烟作物の主幹作物として、栽培されているにんじんは「東庄にんじん」の銘柄で、そのほとんどを京浜市場に、出荷され人気をはくしている。

従来の烟作物（原料甘しょ・麦）に代わる作物として、本格的に導入されたのは、昭和四十年ごろである。それまでも、にんじんを主幹作物として、栽培していた生産地は全国的には所々にみられたが、その大部分は夏にんじんであった。越冬にんじんは、埼玉県で、にんじんを掘り取った後、仮貯蔵したものが市場に出荷されていたという状態であった。

本町は、気候的な面からにんじんを畑にそのままおいて越冬させ、翌年の四月ごろからさわめて生鮮なものを、市場に出荷できるという有利さがあり、それにより名声をはくし現在に至っている。現在、毎年一三〇ヘクタール前後

栽培されており、約三〇〇〇トンの出荷がされている。

しじみ 利根川から生産される

水産物を代表するものは「しじみ」(大和しじみ)である。

全国的にみて、しじみ



東庄にんじんの出荷風景



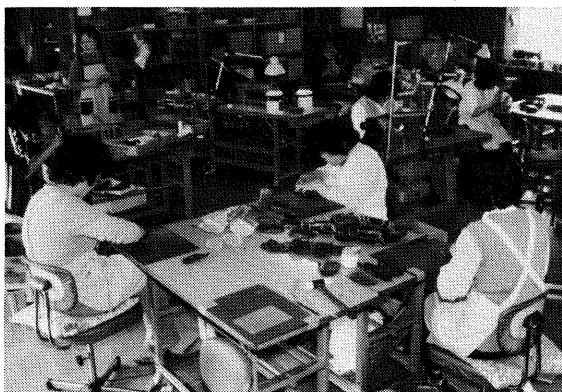
しじみの水あげ

穴道湖などがあげられる。海水とほど良く混じりあい、しかも流れが静かになつていて利根川ほど、条件にめぐまれているところはない。

しじみが採取されはじめたのは、いつごろか判然としないが、古くから「男すぎたは岩瀬の繁蔵、 笹川覗もしよくすぎる」という言葉が言い伝えられているところからみると、天保年間には、すでにしじみが取れていたと解される。

○%をまかなつてきたといわれている。

近時、利根川の流量減少にともない河口せきが設置され、水質の変化が生じ、自然繁殖から稚貝の放流による栽培的漁業になつてきているが生産は、減少をたどつていて。



袋物加工場

袋物加工 本町での地場産業といえば、袋物加工が筆頭である。
(皮革加工) 昭和五十五年の地場産業調査によると九一戸が、袋物加工を営んでいる結果となつていて、実際はもっと多いものと推定される。

製造されているものは、主に小物(定期入、名刺入、小銭入等)で、ハンドバック、セカンドバック等は数戸である。形態は、ほとんど家内工業で、従業員が二〇名以上いるところは五か所である。

本町に袋物加工が定着しはじめたのは終戦後である。東京の下町方面で技術を修得した者が、Uターンをし、広めたものである。大規模な施設、設備を必要とせず、また、容易に覚えられ、簡単に独立することが可能なため広まつたものと考えられる。

流通ルートは、それぞれのルートを持つており、そのルートにのつて行われている。地場産業としての育成助長を考えなければならないが、流通改革ができないかぎり、むづかしいものと思われる。

(五) 東庄町の交通と通信

1 道路の現況

道路は、町民の日常生活に欠くことのできない重要な社会資本である。

現代生活において、急激な自動車の増加と大型化等によって、道路の新設改良は急がされている。このようなことから、原点に返って、人間のための道路として諸機能を果たし得ることをねらいとして、現在、道路整備が進められている。

国道

国道は、一般国道三五六号線（我孫子～鎌ヶ谷）が一路線、利根川沿線の低地を東西に縦貫している。この国道は、カーブ

が多くかつ狭隘で、自動車等の混雑も激しく、非常に交通安全上問題が多いため、利根川堤防小段を利用したバイパスの建設を関係市町村と期成同盟を結成して、建設促進の運動を展開中である。バイパス線の早期完成が待たれる。

県道

県道は、全線舗装されている六路線が本町内を循環している。その路線は、次のとおりである。

① 多古～笛本線（町内区間 八重穂地先～栗野経由～小南地先）



道路交通の様子

- ② 小見川～海上線（町内区間 小貝野地先～大友経由～夏目地先）
- ③ 旭～笛川線（町内区間 舟戸地先～平山経由～笛川大木戸地先）
- ④ 下総橋停車場～東城線（下総橋駅～青馬経由～小南地先）
- ⑤ 笛川停車場線（笛川駅～笛川新切地先）
- ⑥ 谷原息栖～東庄線（町内区間 茨城県境～新宿地先）

なお、県事業で進められている東総有料道路については、東関東自動車道大栄インターインチエンジ附近から分岐し、有料道路区間の大栄町から山田町区間および一般道路（無料）区間の山田町から千鶴町区間の建設計画は、決定着工されている。

しかし、千鶴町以東の銚子市、東庄町方面については、現在調査中である。そこで本町では、産業の発展、交通体系の整備を図るため、東総有料道路を千鶴町より分岐して、本町の河口、せきへ通ずる東庄線の建設を関係機関に要望し続けており、一日も早く、東庄線を決定するように運動を展開中である。

町 道 本町の町道は、三六七路線あり、総延長は二六一キロメートルにおよんでいる。このうち舗装済みの道路は一一六キロメートルで、全体の四四%となっている。町道には、重要道路順に一級町道、二級町道、

その他の町道に区分されている。

一級町道は、八路線で実延長一万六六三四メートルである。うち改良済みは九八・四%、舗装済みは九九・五%である。一級八路線は、次のとおりである。

- ① 一号線 起点笛川い字大木戸七二二四の一～終点青馬字西塚二〇二七 実延長四二七九メートル
- ② 三号線 起点大久保字前田一二六の一～終点八重穂字三間道三四一 実延長一四〇六メートル

- (3) 四号線 起点宮本字八尾山四〇五～終点小南字出羽二〇〇〇の一 実延長二三三九メートル
(4) 一〇号線 起点笛川い字坊内一九九二の二～終点石出字壬生二〇一一 実延長四七八二メートル
(5) 一三号線 起点笛川い字新田五五六九の一～終点笛川い字一番洲 実延長八二一メートル
(6) 一〇八号線 起点笛川い字大門一二二五の一～終点笛川い字竜ヶ谷五八五二の一 実延長二六六メートル
(7) 七号線 起点東和田字山下八〇六の四～終点東和田字東関二四五の一 実延長四〇〇メートル
(8) 三七号線 起点東和田字東関二四五の一～終点神田字川屋敷五五三の一 実延長三四一メートル
- 二級町道は、一五路線あり、実延長は二万二八二四メートルである。そのうち改良済みは、二万一七九五メートル（九五・五%）であり、舗装率は一〇〇%である。

その他の町道は、三四四路線あり、実延長は三三二万一一九〇メートルである。そのうち改良済みは九万六一二メートル（四〇・九%）であり、舗装延長は七万六五三一メートル（三四・六%）である。

2 交通量

産業経済等の発達に伴い、自動車数の増加とともに、道路における交通量の増加は著しいものがある。本町における主要道路（国道二五六号線および県道旭～笛川線）の交通量は、第14表のとおりである。

第14表 交通量調査

(1) 商工会前

第一 節 時間	時	宿 浜 → 交差点				交差点 → 宿 浜			
		人		車		人		車	
		日曜	平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜	平日
社会環境	8~ 9	18	20	34	40	14	22	36	60
	9~10	22	14	42	48	10	24	48	26
	10~11	34	16	48	42	26	26	42	38
	11~12	8	8	44	62	32	24	46	42
	12~ 1	16	12	36	34	22	32	54	34
	1~ 2	8	12	48	48	14	16	38	46
	2~ 3	40	8	48	40	20	12	40	38
	3~ 4	8	18	46	50	24	30	52	42
	4~ 5	26	20	44	64	20	20	48	48
	5~ 6	38	28	64	80	48	50	78	48
	6~ 7	34	36	68	66	22	60	74	94
	7~ 8	20	44	42	60	20	36	60	62
計		272	236	564	634	272	352	616	578

(2) 大木商店前

第二 節 時間	時	銚 子 → 小見川				小見川 → 銚子			
		人		車		人		車	
		日曜	平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜	平日
三五	8~ 9	4	32	202	410	2	10	246	340
	9~10	36	24	316	296	16	12	286	272
	10~11	22	12	378	260	22	6	396	264
	11~12	20	16	342	272	14	14	418	270
	12~ 1	32	34	262	242	22	14	402	260
	1~ 2	8	24	380	270	6	22	382	302
	2~ 3	26	18	490	274	24	10	392	266
	3~ 4	16	28	504	266	10	34	306	298
	4~ 5	20	26	488	336	16	30	268	260
	5~ 6	30	46	420	422	46	58	292	304
	6~ 7	10	40	338	330	22	42	356	382
	7~ 8	14	42	252	240	18	48	278	286
計		238	342	4,372	3,618	218	300	4,022	3,504

(資料：S 53東庄町商店街診断報告書)

第15表 自動車保有台数（各年4月1日現在）

車種 年	貨物自動車	乗合自動車	乗用車	特殊車	小型二輪車	軽自動車	バイク	小型特殊車	計
50	1,738	13	2,708	56	101	689	2,569	789	8,663
51	1,836	11	3,063	55	121	745	2,627	827	9,285
52	1,906	11	3,376	59	139	816	2,739	1,252	10,298
53	1,996	13	3,671	77	136	881	2,816	1,231	10,821
54	2,063	15	3,917	87	167	964	2,864	1,463	11,540

(資料：自動車課税台帳及び陸運事務所調べ)

第16表 1日平均乗車人員

年度	笛川駅			下総橋駅		
	普通	定期	計	普通	定期	計
50	425	550	975	213	322	535
51	424	583	1,007	192	355	547
52	411	584	995	204	362	566
53	398	572	970	211	358	569
54	382	543	925	175	445	620

(資料：千葉鉄道管理局調べ)

4 鉄道

本町内には、国鉄成田線笛川駅および下総橋駅がある。鉄道開通以来旅客および貨物の輸送は、汽車または気動車によつて行われていたが、昭和四十九年十一月電化が完成し、すべて電車の運行となつた。現在、運行されているものは、普通列車と急行列車である。普通列車の上りは、一日一六本ですべてが銚子発千葉行である。下りも一日一六本ですべてが千葉発銚子行である。急行は、

本町において町民の急激な生活の変化を象徴するのは、自動車の普及である。二〇年前までは、自動車と呼べるものは数えるほどしかなかつた。それが昭和五十四年には、農耕用や原動機付自転車まで含めると、一世帯当たり二・五三台と普及し、町民の足となつてゐる。自動車保有台数の状況は、第15表のとおりである。

3 自動車

一日上り下り各二本で銚子～両国間が運行されている。なお、下総橋駅は、国鉄合理化のため現在は職員が無人化（東庄町農業協同組合がキップ委託販売を実施している）されている。

笛川駅、下総橋駅の一日平均乗車人員の状況は、第16表のとおりである。

5 バス

国鉄下総橋駅



本町内にバス路線は、七路線ある。
しかも、いすれも利用者は少ない。マイカーの普及をみたとはいえ、やはり地域住民の足を確保する路線バスの必要性は大きい。今後とも、運行維持を図る必要がある。なお、バス路線網は第17表のとおりである。

6 利根川河口ぜき

利根川河口ぜきは、利根川に対する水需要の増加と、上流からの自然流量

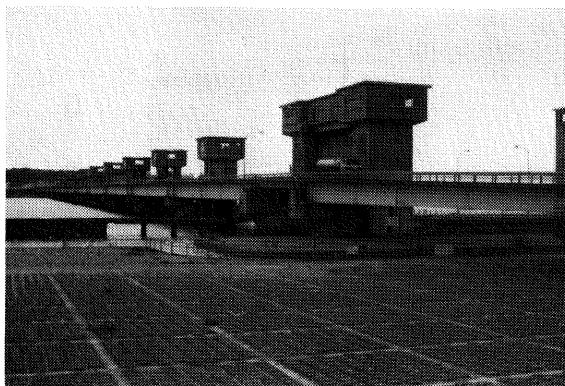
国鉄笛川駅



第17表 バス路線網（昭和54.10～昭和55.9）

番号	起 点	経過地	終 点	運行回数 (往復)	平均乗車度 人
1	小陣	川町	屋	13	8.6
2	旭	豊橋	門	3.5	6.0
3	八	中小水	駅	4	5.9
4	旭	飯	駅	4	5.6
5	小見川	五	門	7	6.0
6	小貝	五	野	5	6.4
7	野	内	見川駅	3.5	5.5
				0.5	8.6

(資料：千葉交通K.K調べ)



利根川河口ぜき

の減少により河川水位の低下が著しく、下流地域においては、海水の遡上が問題となり必要性がさけばれていた。特にかんがい期に渴水が続くと、農作物や生活用水に塩害を受けようになつた。したがつて、塩害を防止するとともに、あわせて都市用水需要に対する新規・水供給の対策として、水資源の開発という問題が強く要請され、その両問題を同時に解決する最も有効な方法として、河口ぜきが建設されたものである。建設事業は、昭和四十一年に開始し、昭和四十六年六月に完成した。総工費は一二八億円である。

本町に最も影響を与えたのは、河口ぜき管理橋の完成である。管理橋の完成により本町と対岸茨城県波崎町および神栖町が結ばれた。管理橋の総延長は、八三四メートルである。この完成により、鹿島臨海工業地帯への関係は一層強化され、本町の産業経済発展に大きく寄与している。

7 通 信

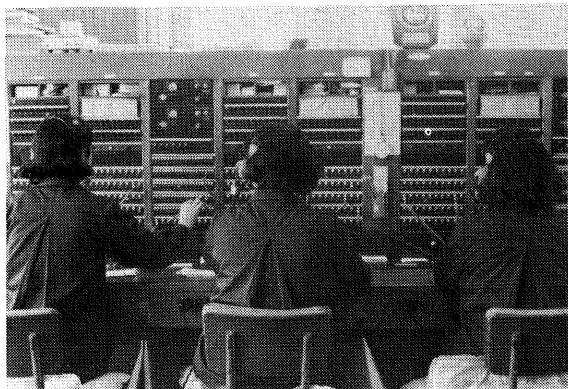
有線放送電話

本町の有線放送の誕生は、農業協同組合の事業と関係が深い。昭和三十年代の初め、農産物の共同出荷を行おうとする気運が高まっていた。市場の変動を短時間に、組合員に連絡する手段として有線放送設備を設置し、その運営は各農協（神代・笛川・橋・東城・現在は合併し東庄町農業協同組合）に業務委託をして発足した。事業開始は、昭和三十二年十一月である。

その後、経済発展による利用度の増大と施設の老朽化のため、昭和三十九年四月に全面改修を行い、新しく有線放送所を建設し統合した。昭和四十年六月に公社線の接続を開始した。その間、広報、火災放送、落し物、呼び出し等の放送を行ってきたが、公社電話の普及により、昭和五十一年九月三日をもって閉鎖された。

有線放送電話の交換室風景

有線放送電話の閉鎖により、火災等の緊急時に町民に同時に知らせる手段がなくなつたため、何か良い手段はないか模索されていた。そこで、各区等のパンザマスト（放送塔）にスピーカーを設置し、無線により町民に対して、一齊に知らせる防災広報無線システムが取りあげられた。建設事業は、昭和五十三年から昭和五十五年度の三か年計画



第18表 電話加入台数（各年3月31日現）

年	東庄局	小南局	計
51	2,975	815	3,790
52	3,189	842	4,031
53	3,308	854	4,162
54	3,389	864	4,253
55	3,459	870	4,329
56	3,489	862	4,351

(資料：小見川電報電話局調べ)

で進められた。放送開始は、昭和五十四年七月一日である。開始当初は、親局一局、子局一四局であったが、昭和五十四年度に子局二二局、昭和五十五年度に子局二〇局を増設し、現在は合計五六局から、放送されている。放送内容は午前八時三〇分および午後五時（冬期は午後四時三〇分）の二回の一般広報（町行政等）放送ならびに午前七時、正午、午後六時（冬期は午後五時）のチャイム放送である。その他、火災、災害時には、消防組合東庄分遣所および町より、随時臨時放送を行っている。

なお、各区内の区長などから区民へのお知らせは、各パンザマストに取りつけられている拡声機により随時放送し、区民への伝達に役立っている。

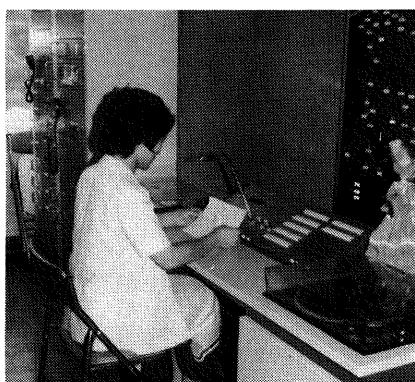
電 話

本町の電話局は、東庄局と小

南局がある。電話加入台数

は、経済の発展とともに増加した。東庄局

が昭和四十四年五月二十三日、待望の「自動式」電話となり、統いて小南局も昭和五十年二月二十六日に自動式電話となつて全国即時通話ができるようになつた。なお、電話加入台数は、第18表のとおりである。



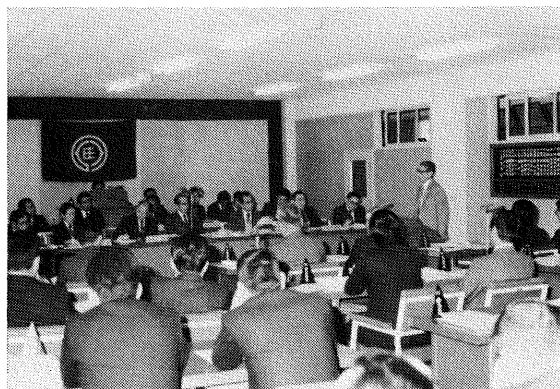
防災広報無線放送室

第三節 町政について

(一) 議会と町の行政機構

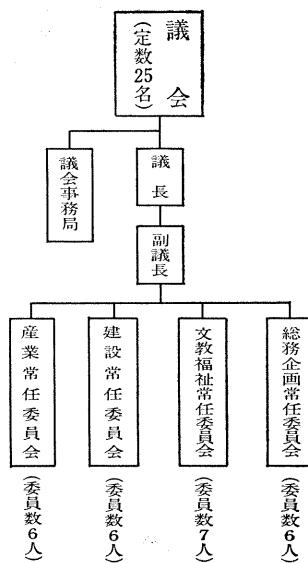
1 議会

町政は、執行機関である町長・各種行政委員会と議決機関である議会との両立によって運営されている。議会は、町民の直接選挙によって、選ばれた代表である議員によって構成されている。議会は、主権者である町民の代表機関であり、議会で決定された意思は、すなわち住民の意思であり効力を有するものである。議決機関の構成は、第19図のとおりである。



議会風景

第19図 議決機関（昭五十六、十、一現在）



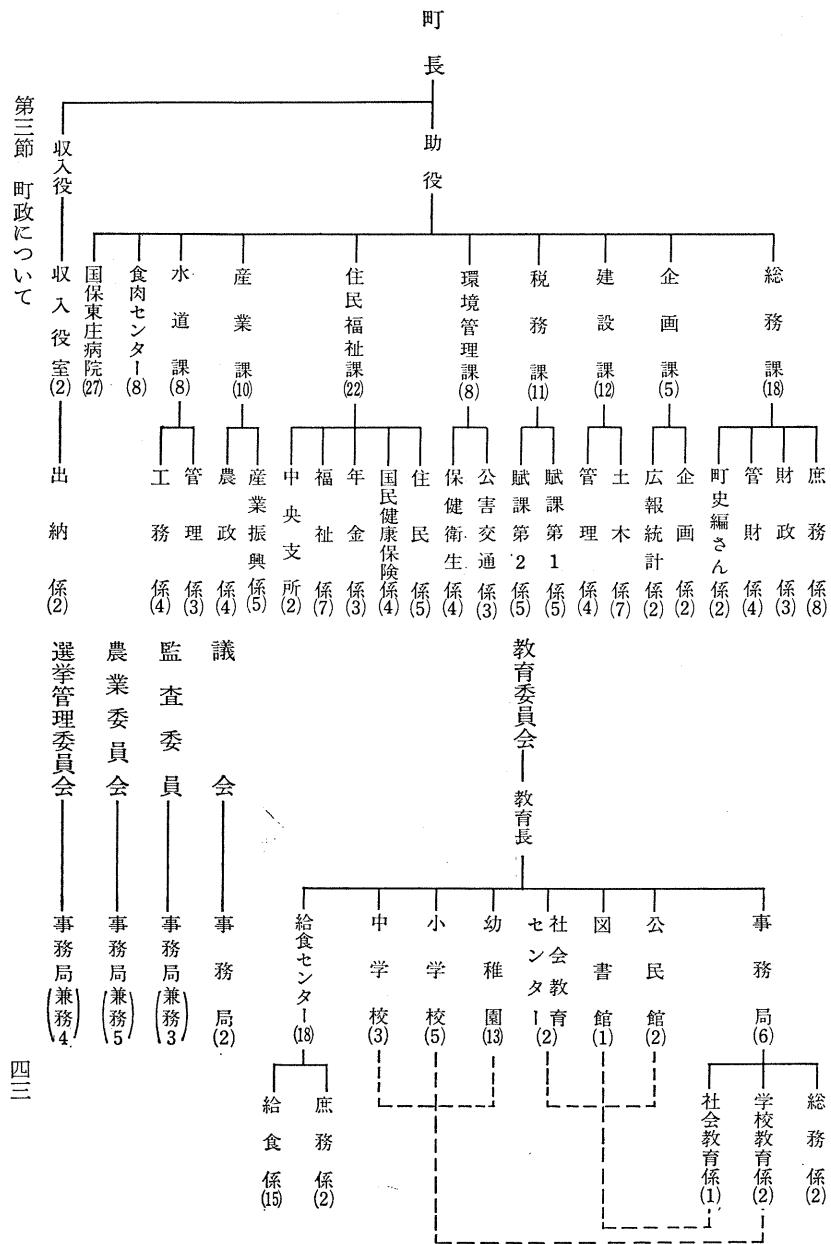
2 町の行政機構

町の執行機関は、町長のほかに教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員などをもつて構成されている。執行機関の責務は、条例、予算、その他について議会の議決に基づいて、各機関の事務等を各長等の責任において管理執行をする。行政機構は、第20図のとおりである。



役場の窓口

第20回 行政組織図（昭和五十七年四月一日現在括弧内数字は職員数）

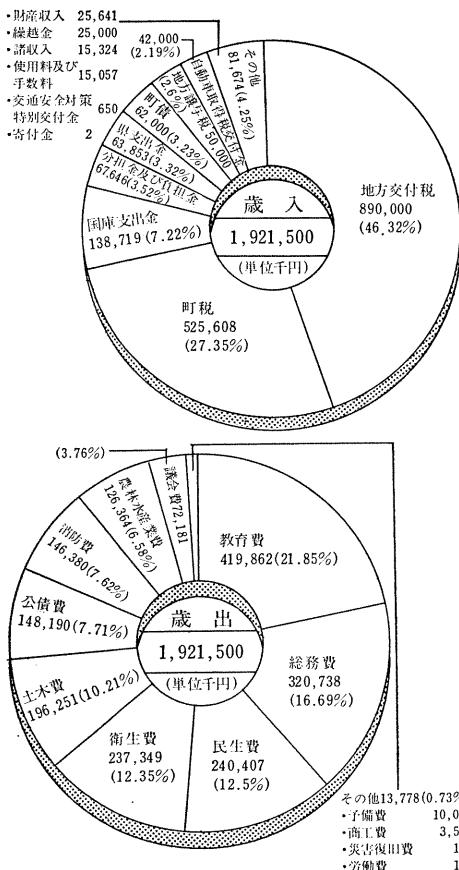


(二) 東庄町の財政

1 予 算

町の予算は、地方自治法の規定により、町長が議会に提案し、議会の議決を経て決定される。予算は、一か年の会計年度である四月一日から翌年の三月三十一日までの収入支出を予定して、会計種類ごとに計上する当初予算と年度中に追加更正する等の補正予算がある。会計の区分としては、一般行政運営に係る一般会計予算(第21図参照)

と、特定の行政を目的とする特別会計予算がある。



第21図 昭和56年度 一般会計予算款別比率 (当初)

本町に設定されている特別会計予算は、学校給食センター特別会計予算、国民健康保険特別会計予算、食肉センター特別会計予算、

簡易水道特別会計予算、水道事業特別会計予算および国保東庄病院事業会計予算がある（第19表参照）。

第19表 昭和56年度特別会計予算(当初)

会 計 名	予 算 額
学校給食センター	184,672
国民健康保険	737,653
食肉センター	85,837
簡易水道	6,687
水道事業	178,956
	444,198
国保東庄病院事業	280,232
	30,191

(単位 千円)

2 決 算

決算は、当該年度における予算に対しての執行状況を計数的に取りまとめたものである。決算の結果は、次年度以降における予算執行の指針となる。会計年度の終了により、締め切られ、出納整理期間は、五月三十一日で閉鎖される。

出納閉鎖後、八月三十一日までに収入役が決算書を調整して町長に提出する。町長は関係の証拠書類のほか歳入歳出決算書および財産に関する調書等を添えて監査委員の審査に付し、監査委員の意見を添えて、議会の認定に付きなければならない（第20～23表参照）。

第20表 普通会計決算状況（歳入） (単位 千円)

区分	年度	51	52	53	54	55
町 税	318,326	388,026	430,023	483,683	545,733	序 章 東庄町の現況
地方譲与税	34,758	41,136	42,074	59,672	61,596	
自動車交付金	28,029	34,233	41,324	47,345	48,395	
地方交付税	620,066	651,479	801,460	863,803	926,497	
交通安全交付金	625	949	1,345	1,024	718	
分担金・負担金	46,181	49,301	73,716	64,633	72,963	
使 用 料	14,154	4,458	4,924	7,158	7,667	
手 数 料	5,022	4,825	3,175	3,134	4,037	
国 庫 支 出 金	71,938	191,366	225,169	292,205	198,309	
県 支 出 金	52,405	82,751	119,478	122,037	112,798	
財 産 収 入	12,012	22,499	22,838	26,651	26,418	
寄 附 金	7,474	14,725	11,570	1,456	11,015	
繰 入 金	3,603	67,298	—	—	196,300	
繰 越 金	44,376	68,190	55,915	161,576	92,996	
諸 収 入	17,345	19,885	14,618	39,188	14,757	
町 債	128,200	196,600	245,100	365,600	182,700	
合 計	1,404,514	1,837,721	2,092,729	2,539,165	2,502,899	

第21表 普通会計決算状況（歳出、目的別） (単位 千円)

区分	年度	51	52	53	54	55
議 会 費	39,231	48,213	54,537	60,525	65,873	四 六
総務費	383,145	395,845	307,839	373,024	363,551	
民 生 費	141,058	166,852	180,597	206,322	217,157	
衛 生 費	106,013	133,315	157,807	176,415	202,574	
労 働 費	90	89	92	83	89	
農 林 水 産 業 費	74,432	103,117	160,544	118,679	135,121	
商 工 費	2,008	2,288	3,661	3,164	3,675	
土 木 費	155,792	144,414	198,964	183,062	197,390	
消 防 費	96,285	102,227	142,126	137,928	140,005	
教 育 費	285,065	609,309	637,429	1,059,169	856,747	
災 害 復 旧 費	2,970	10,927	19	23,617	2,440	
公 債 費	50,235	65,210	85,738	104,181	130,730	
諸 支 出 金	—	—	1,800	—	—	
合 計	1,336,324	1,781,806	1,931,153	2,446,169	2,315,352	

第22表 普通会計決算状況(歳出、性質別) (単位 千円)

区分	年度	51	52	53	54	55
第三節	人 件 費	379,168	418,091	459,043	498,490	531,615
町政について	(うち職員給)	(271,410)	(290,896)	(319,492)	(342,063)	(359,500)
	扶 助 費	103,319	124,062	136,607	150,790	162,510
	公 債 費	50,235	65,210	85,738	104,163	130,714
	物 件 費	97,059	106,698	123,405	140,469	158,386
	維 持 補 償 費	23,355	41,802	48,787	59,700	73,387
	補 助 費 等	238,860	282,733	358,551	376,962	394,208
	積 立 金	207,518	170,595	14,820	75,573	20,266
	投資及び貸付金	3,340	203	252	443	445
	繰 出 金	100	100	100	100	100
	投 資 的 経 費	233,370	572,312	703,844	1,015,862	843,721
	合 計	1,336,324	1,781,806	1,931,153	2,446,169	2,315,352

第23表 昭和55年度特別会計決算

(単位 千円)

会 計 名	歳 入	歳 出
国民健康保健	694,936	601,612
食肉センター	90,667	80,858
簡易水道	8,487	7,887
水 道 事 業	117,833	89,595
	410,000	435,368
国保東庄病院事業	256,648	254,775
	18,773	33,917

(三) 現行の教育行政

1 教育施設の整備

教育は、その地域に住む人々にとつて最大の関心事のひとつであり、自治体にとつても軽視することのできない最大の重要課題のひとつである。しかも教育は各学校段階に応じた施設、設備を必要とし、ただ単に「教室」といういれものを作れば良いというわけにはいかない。よりよい教育環境づくりはよい教育をほどこす前提条件ゆえに、どこかの自治体でも苦心しているところである。

東庄町の様子をみると、まず羽計台の宅地造成により、入居者が増加し幼稚園児が増加した。このことはあわせて小学校の学級数にも影響を及ぼす。こうしたことから幼稚園・小学校の増改築問題がおこり、さらに東庄中学校の新校舎建設など昭和四十九年から五十一年にかけては難問題の連続であった。

昭和五十一年一月町長から町教育委員会に対して「教育施設の整備について」と題する諮問があり、これについて教育委員会では、住民の同意を条件として、橘小学校、石出小学校の旧橘中学校跡地への合併を答申したが、その後町議会での協議、地元へのはたらきかけを実施したが結果的には地元の強い反対で実を結ばなかつた。

また同年四月神代小学校移転計画審議会が開催され、昭和五十四年度移転が答申された。この年八月、教育施設整備計画審議会が開催され同月十九日に昭和五十一年～五十三年度までの本町学齢児童数の急増対策について各種答申

がなされた。

学校別に並べてみると次のとおりである。

1 笹川小学校

- (1) 昭和五十一年度 二階校舎三教室改造工事
- (2) 同 五十二年度 屋内運動場改築工事
- (3) 同 五十三年度 三階建校舎増築工事

2 橘小学校

- (1) 昭和五十一年度 用地買収
- (2) 同 五十二年度 二階建校舎増築工事

3 幼稚園児急増対策

- (1) 笹川幼稚園 昭和五十一年度 二教室増築工事
- (2) 橘幼稚園 昭和五十一年度 社教センター改築工事（五十二年度より移転）

さらに九月十日には、昭和五十四年～六十年度までの整備計画が諮問され、下記のとおり決定した。

1 義務教育施設を次のとおり整備する。

- (1) 神代小学校 五十四年度より二か年継続で校舎移転新築、五十八年度に屋内運動場新築
- (2) 橘小学校 五十九年度に屋内運動場改築
- (3) 石出小学校 五十四年度より二か年継続で校舎改築
- (4) 東城小学校 五十七年度に屋内運動場改築

⑤ 東庄中学校 六十年度にプールを新設

2 幼児教育施設を次のとおり整備する。

① 石出幼稚園

五十六年度に園舎を改築

② 東城幼稚園

五十六年度に園舎を移転・増築

昭和五十二年には、校舎建築の設計問題と関連して給食方式の問題（①学校ですべてをまかなう方式・②給食センター方式）が提起された。

昭和五十三年三月県教育庁、社会教育課長が来庁し、公民館建設問題について、町長、教育委員会に、公民館建設に関する建議がなされ、町、教育委員会で検討の結果、公民館施設が整備されるまでの期間暫定的に、社会教育センター（旧橘中学校）を改修し臨時の公民館として活用することにし、十一月から五十四年三月まで休所させて内部整備を行つた。このように公民館、給食センターなど教育施設整備計画の見直しを図る必要のある課題が続出してきたので、昭和五十四年五月第二次教育施設整備計画審議会を発足させ八月二十三日には次のような答申が出された。

1 義務教育施設整備計画

- ① 神代小学校屋内運動場移転新築事業を五十五年度に施工する。
- ② 橘小学校木造校舎改築事業を五十九・六十年度継続にて施工する。
- ③ 橘小学校プールを五十六年度に施工する。
- ④ 橘小学校屋内運動場改築事業を五十九年度に施工する。
- ⑤ 石出小学校プールを昭和五十五年度に施工する。

東城小学校木造校舎改築事業を五十七～五十八年度継続にて施工する。
⑥ 東城小学校屋内運動場改築事業を昭和五十八年度に施工する。

⑦

東庄中学校校舎増築事業を五十六年度に施工する。

⑧

東庄中学校校舎増築事業を五十六年度に施工する。

⑨

東庄中学校校舎増築事業を五十六年度に施工する。

2 幼児教育施設整備計画

① 橘幼稚園遊戯室増築事業を五十五年度に施工する。

② 東城幼稚園移転新築事業を六十年度に施工する。

3 社会教育施設整備計画

① 東庄町公民館新築事業を五十七～五十八年度継続にて施工する。

4 その他教育施設整備計画

① 学校給食共同調理場新築事業を五十五年度に施工する。

1 義務教育、幼児教育、社会教育、その他教育施設を六十年度までに整備完了する方針で計画した。

2 1の方針より、石出幼と橘幼を五十五年度より、東城幼と夏目分園を六十年度より統合し、新に石出小、橘小プールの設置および橘幼遊戯室、東城幼新築を計画した。

3 石出小、神代小の給食を五十五年度休食とする。

4 実施面積が計画面積と異なる場合は補助金、町債等の制度が改正された場合は実施年度に若干の変更がある。

5 石出小プール、橘小プール、給食共同調理場、公民館の位置決定は実施年度の前年度とする。
しかし、この後九月十二日に地元から「石出幼稚園存続に関する陳情書」が提出され、石出・橘両幼稚園の合併は中止された。橘幼稚園遊戯室増築事業が、そして生徒増の低迷により東庄中学校舎の増築事業が計画年度より遅れて

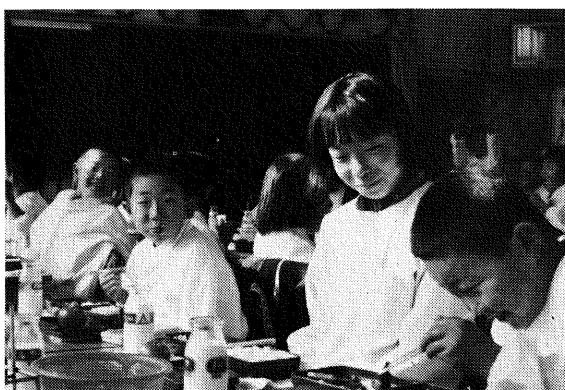
いるものの、ほかの事業については順調な進捗をみていく。

2 学校教育



教育研究会風景（橘小学校）

昭和四十九年九月の石出小、同年十一月の笹川小に引き続き五十年十月神代小学校が創立百周年を迎えて、続いて五十一年九月東城小学校、橘小学校が相ついで百周年を迎えて記念行事が催された。



給食風景（橘小学校）

学校教育研究では、笹川小学校が昭和五十、五十一年の両年にわたり文部省指定道德教育協同推進校として研究にとりくみ、五十一年十一月十二日

日にその成果を公開した。

また同校は五十年～五十二年度の三か年にわたり県教委指定の学校経営、学力向上の研究校として研究がすすめられた。そして、五十三年度からは町が主体となり二か年間継続研究が実施された。

五十三～五十四年度は東城小が国語、五十五～五十六年度は橘小が体力づくりの研究にとりくんだ。

学校主任制度に関しては五十一年四月から導入され、宿・日直の廃止に伴う学校無人化は五十二年度に完全実施のはこびとなつた。

また昭和三十年代から継続して実施された学校単独方式の学校給食は、五十五年に施工された学校給食センターが五十六年四月から活動をはじめ、学校別の単独の給食は、終つた。したがつて、同年四月から週五日間の米飯給食が中学校・小学校で実施され、さらに五月からは幼稚園にも実施された。

3 社会教育・社会体育

市町村の社会教育現場への県職員の配置という派遣社会教育制度の実施に伴い、本町にも昭和五十年一月から一名が配置された。

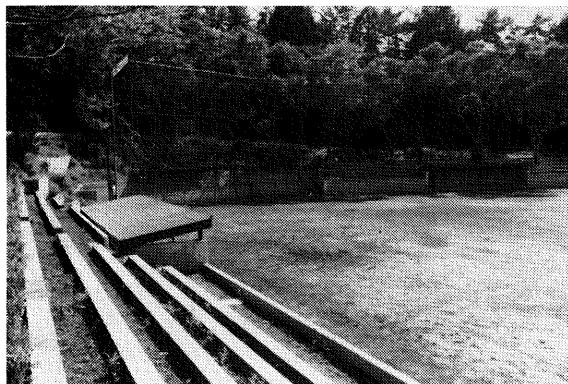
昭和三十六年から各地区持ちまわりで実施されてきた町民運動会、三十一年からの成人式も共に、各小学校で、後に東庄中学校の完成で同校を中心実施された。

地域住民の衣食住生活の向上に伴つて冠婚葬祭費の問題がとりあげられ、昭和五十二年十二月から本町でも生活簡素化運動として上限を決め、できるだけ理想に近づけるような運動を推進するようになつた。

旧東城中学校跡の東城グラウンドは、五十五年度予算で本町としては初めての本格的な野球場として造成しなおし、社会体育に活用できるようになり五六年度から使用が開始された。



成 人 式



東城グラウンド

(四) 福祉対策

近年における福祉政策は、経済の発展に支えられて、社会保険、年金等の社会保障の充実や、各種社会福祉サービスの拡充により、質量ともに向上している。しかし、社会経済の発展は、反面、核家族化の進行、社会的連帯の弱体

化等をひきおこし、社会的なひずみをもたらしている。

このような状況の中には、福祉の目標は、単に経済的援助や福祉施設の整備にとどまることなく、より幅広く、よりきめ細かな施策を講ずる必要を求められている。その施策により、心身障害者(児)、児童、母子、寡婦、老人、低所得者等の人びとの生活の不安を解消し、安定した暮らしを確保できるようにしたいと願うものである。

本町においては、人口の増加等により、かずかずの公共投資を実施しているが、これらの公共投資に遅れることなく福祉施策の充実につとめている。

1 児童福祉

児童福祉は、児童の発達の段階を考えながら、それぞれの時期に応じた保護がなされなければならない。発達期にある児童は、肉体的にも精神的にも、まだ成熟していない、その発達を助けるためにも、周囲の配慮が必要である。

児童福祉法では「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」となっている。この理想とする児童の健全育成は家庭において両親の生活態度あるいは人間関係、学校では教科のなかでの知識とともに人間性を育てあげることであろう。そしてそれにもまして、地域環境の人びとがほんとうに協力して子どもを守り、人間性豊かな成長をとげるよう協力することである。

これらの理念に基づき児童福祉の諸施策が進められている。児童福祉法による措置児童施設収容人員は、第24表のとおりである。

第24表 児童福祉法による措置児童施設
収容人員 (各年3月31日現在)

		年	53	54	55	56
区分						
養	護	施	設	2	1	1
精	神	施	設	3	3	2
精	薄	通	園	—	—	—
乳			兒	—	—	—
教			護	—	—	—
肢	体	不	自由	兒	2	1
盲				兒	—	—
里				親	—	—
虛	弱		兒	2	2	2
重	度	心	身	障	—	—
筋	萎	縮	症	兒	施設	—
計			9	7	6	6

(資料: 銚子児童相談所調べ)

児童をとりまく環境は、本町の都市化傾向に伴い、屋外活動の危険性は増加している。これらを解消する一つの手段である児童遊園は、夏目児童遊園、仲内児童遊園、笛川児童遊園の三か所であるが三か所では不足があるので、今後、児童遊園を増設する必要がある。

児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにするため、本町では、東庄町児童館を設置している。児童館では、子ども会、その他で利用しているが、利用者層に地域的な不均衡がめだつてある。なお児童館の利用状況は、昭和五十四年度が八五回、一七一三人、昭和五十五年度は六二回、一三一九人である。

また保育に欠ける児童については、婦人の職場進出の増加にともない、保護者の看護から離れた児童の保育が必要である。その適切な措置を講じるため、本町では、社会福祉法人の笛川中央保育園（昭和四十六年四月一日開園）および橘保育園（昭和五十一年四月一日開園）があり、保育に欠ける児童の入所を委託している。なお、保育園への入所状況は、第25表のとおりである。

児童を守り育てるのは、第一には家庭の責任であるが、人間は、この世に生まれる前から母の胎内に保護されており、児童を守ることは、母を守ることからはじまる。何といっても、乳児が健康に育つてゆくには、母

2 母子福祉



笹川中央保育園



橘保育園

第25表 保育園入園状況（各年4月1日現在）

年齢 年	2歳児	3歳児	4歳児	計
52	40	71	98	209
53	34	70	106	210
54	38	73	99	210
55	38	71	101	210
56	36	68	97	201

(資料：住民福祉課)

体の健康状態とか、出生児の養育条件に影響されることが多いわけであるので、その条件をより良くすることである。本町では、それらを解消するために、保健婦活動、母子保健推進員の強化を図り、母性や乳幼児の保護者に対して、指導や助言をし、個別的に、または集団的に相談にのり、また、そうした知識の普及を図るための活動を行っている。

乳児の健康診査については、とくに大切な時期といわれる三歳児を対象に、三歳児検診を行い、早期に心身の障害などを発見し、適切な処置と指導を行っている。もちろん三歳児以外の子どもや母についても、健康診査が行われているが、その結果等により、保健婦の家庭訪問活動を行っている。

母子世帯については母子福祉推進員が、その福祉の措置として、次のような施策が行われている。

- ① 母子家庭の母や児童に、自立更生のための資金を貸しつける。
- ② 母子家庭の母や、あるいは母子の福祉を図る目的で組織されている団体が、売店などを開く場合、優先的に許可が得られる。
- ③ たばこの小売人として優先的な指定が得られる。
- ④ 母子家庭に対して、公営住宅を供給する特別な配慮。
- ⑤ 母子家庭の母や子どもが雇用されるように就職について協力すること。

さらに、所得の低い母子家庭に対しては、児童扶養手当の支給。また、国民年金法によつて死別の母子世帯には、母子福祉年金が支給される。生活の援護として生活保護法被保護世帯には母子加算もしている。なお、本町における母子世帯、寡婦世帯の状況は、昭和五十五年四月には、母子世帯七六世帯、寡婦世帯五六世帯、計一三二世帯、昭和五十六年四月には、母子世帯六一世帯、寡婦世帯五九世帯、計一二〇世帯である。

3 身体障害者の福祉

身体障害者に対する福祉対策の一つとして、身体障害者手帳が交付されている。これは乗車運賃の割引などに利用されている。また更生医療や補装具の交付、施設への収容、就職、教育などについて相談を行っている。また、本町居住の身体障害者は、進んで身障者のスポーツ大会への参加をし、どんなスポーツでも可能であるという意気を示している。このことが身体障害者全体の自信につながり、社会復帰のために役立つことである。



身体障害者のスポーツ大会

身体障害者とい
えば、広い意味で
身体に何らかの障
害を、現にもつて
いる人ということ
ができよう。われ
われは、身体障害
者にただ同情した
り、あわれみをも

第26表 身体障害者(児)手帳所持者数 (56年4月1日現在)

障害別	級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	1級	18	13	—	1	2	6	40
聴覚障害	1級	1	20	11	21	2	26	81
全手術障害	—	—	3	—	1	—	—	4
音声・言語障害	—	—	—	—	—	—	—	—
肢体不自由	2級	26	29	31	31	28	10	155
内部障害	3級	3	—	1	—	1	—	5
	計	48	65	43	54	33	42	285

(資料：香取支庁調べ)

つたりするのではなく、心から良き友として、身体障害者自身がみずから障害者であることを忘れてしまうように、明るくつきあうことが大切である。身体障害者は、さまざまな身体の不自由と精神的な苦悩を克服して、主体性をもつて生きようとしているのであるから、それとなく側面から配慮する態度で接する必要がある。なお、身体障害者(児)手帳所持者数は、第26表のとおりである。

4 精神薄弱者の福祉

精神薄弱者は、世間一般的には「知恵のおくれた人」というようにいわれているが、ただ知恵がおくれているということではなく、身体的ないろいろな器官の発達がアンバランスの状態にある。したがって、身体的にも虚弱なところが多く、普通の社会生活を行うことに困難をきたすのである。身体構成の一部である脳に障害があるばかりでなく、その他の諸器官ともバランスの失調があり、精神的な能力が持続的に遅滞する結果となる。

しかし、社会生活のなかで、適切な指導や援助がなされるならば、本人の能力が個性的に開発され、生業的活動にまで発展するものである。このような観点にたって、社会生活のなかで、経験による能力を開発して、生きがいをもたせようとすることが、精神薄弱者の福祉である。なお、精神薄弱者(児)の福祉の現況は、昭和五十五年四月一日現在、精神薄弱児(十八歳未満)一三名、精神薄弱者(十八歳以上)四三名、精神薄弱児施設入所二名、精神薄弱者施設入所二名、療育手帳所持者一一名となっている。また、昭和五十六年四月一日現在では、精神薄弱児一五名、精神薄弱者四九名、精神薄弱児施設入所二名、精神薄弱者施設入所三名、療育手帳所持者一四名である。

5 老人の福祉



寝たきり老人の看護をするホームヘルパー

老人といえば、若い人には、ずいぶん先のことのように思われがちであるが、人間ひとたびこの世に生をうけたならば、毎日毎日を老境へ向かって歩みつづけなければならない。したがって、自分たちの老後のためにも、老人福祉を進めておく必要がある。また、ほんとうに社会から敬愛される老人になるためには、現在の老人を尊敬し、多くの経験をもった老人から、謙虚に学ぶという態度をとるべきであろう。

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする」という基本理念のもとに、本町では各種施策を推進している。しかし、六五歳以上の人口は、昭和五十年は一七八四人（ $10\cdot3\%$ ）、昭和五十五年は一九六八人（ $10\cdot6\%$ ）となつており、今後昭和六十五年には二九三八人と高齢者の占める割合がますます増加するものと予想されることから、老人問題も複雑化の傾向にある。

本町の老人福祉対策の一つとして、老人家庭奉仕員派遣事業を実施している。この事業は、昭和四十八年五月一日から開始したもので、常勤の老人家庭奉仕員二名が、ねたきり老人、独居老人等の家庭を訪問して、身の

第27表 生活保護の状況(各年3月31日)

区分 年	被保護人員		扶助別人員							計
	世帯	定人員	生活	住宅	教育	医学	生業	施設事務		
52	53	85	71	21	9	42	—	—	143	
53	58	105	82	11	17	57	—	—	167	
54	53	87	67	12	11	54	—	—	144	
55	50	85	63	12	11	53	2	—	141	
56	45	82	67	16	13	51	—	—	147	

(資料:香取支庁調べ)

まわりの世話等を行つてゐる。なお、ねたきり老人、独居老人の現況は、昭和五十四年四月一日現在、ねたきり老人三〇名、独居老人三三名であり、昭和五十六年四月一日では、ねたきり老人三八名、独居老人三五名である。

そのほかに本町では、老人医療費無料化事業、老人健康診査事業を毎年実施している。

また、老後の生活を、健全で豊かにするため、教養の向上、健康の増進およびレクリエーション等の活動を行う自主的な団体として、各区等に老人クラブが結成されている。老人クラブには、目的達成のための助成を町が行つてゐる。なお、老人クラブの状況は、昭和五十六年四月一日現在、四六クラブ、加入人数一四九三名である。

老人ホームへの措置状況は、昭和五十五年四月一現在、養護老人ホームに八名、特別養護老人ホームに五名入居しており、昭和五十六年四月一日では、養護老人ホームに八名、特別養護老人ホームに六名入居している。

6 生活保護

わが国の経済は、近年著しい発展をみせたといわれてゐるが、だからといって生活に困る人たちがないわけではない。

いぜんとして独立の生計を営むことのできない人たちがおり、それらの人たちを生活保護法により扶助している。生活保護の状況は、第27表のとおりである。

7 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、昭和三十二年八月任意団体として発足以来、地域住民の福祉向上に努力してきた。その後、町は、鹿島臨海工業地帯の開発等の影響をうけ、純農村地帯から都市化へと変ぼうしてきた。また、住宅団地の完成により、人口も増加し、老齢化も進むとともに、今後の母子、老人、低所得者および身障者等の增加が予想される。そこで、今までの任意団体では、組織、活動面において、地域住民の欲求に十分な対処ができなくなってきたことと、さらに今後の社会福祉はますます複雑多岐になることが予想されるため、組織、活動両面において十分な体制を確立して、地域福祉活動を推進するため社会福祉協議会の法人化を図ることが決定された。昭和五十四年三月二十七日、厚生大臣より東庄町社会福祉協議会の設置が認可された。昭和五十四年五月一十九日、千葉地方法務局小見川出張所へ社会福祉法人設立登記を行い発足した。

法人が定款で定めてある事業は、次のとおりである。

- ① 社会福祉を目的とする事業に関する調査および研究
- ② 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調査および助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業に関する普及

- ⑤ 保健衛生を目的とする事業と連絡
共同募金事業への協力
⑥ 共同募金事業への協力
⑦ 心配ごと相談所の設置経営
⑧ その他、本会の目的達成のための必要な事業
昭和五十五年度の主な事業は、次のとおりである。
- ① 地域ぐるみ福祉活動の推進
- 県から地域ぐるみ福祉推進モデル地区に指定されてから二年目であり、住民総参加による地域福祉の推進、ボランティアの発掘と養成および育成強化の推進、福祉に欠ける在宅対象者の援助活動を重点に事業を行った。
- ② 生活困窮世帯、要保護世帯、ねたきり老人、身体障害者、長期療養者、福祉施設等へ夏期および歳末見舞金を二七四件、一九四万三〇〇〇円を配分した。
- ③ 母子家庭への援護として九件、二万三〇〇〇円を助成した。
- ④ ねたきり老人施設入所者、一四名を慰問した（九万六六九〇円）。
- ⑤ 独居老人三三名に対し、婦人ボランティアにより、食事サービスを二回実施した。
- ⑥ 青少年非行化防止、老人クラブ連合会、母子福祉推進員、母子福祉会、身体障害者互助会、住居不定者等の援護助成を実施した。
- ⑦ 心配ごと相談を毎週実施した（開催日数五三日、相談件数四六件）。



第一回東庄町住民福祉大会

第28表 心配ごと相談状況

(55年)

相談事項																				
計	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
そ	法	出	苦	事	人	老	母	教	児	童	心	精	財	住	離	健	職	家	生	
か									童	身	障	害								
律	せ	情	故	權	人	子	青	・	福	祉	神	産	宅	婚	婚	・	族	計		
の	の	ぎ							少	・	者	(児)								
相	相	相	相	福	福	年	母	子	保	福	衛	問	相	相	相	療	業	関	問	
相	相	問	問																	
他	談	談	談	係	談	社	社	題	健	祉	生	題	談	談	題	係	題			
件数																				
46	3	3		12		3								1	7	4	6	5		
20				4		2								1	4	2	3	4	相談所内で解決したもの	
13	3	1		4										1	2				続続指導中のもの	
20	4	4		1										3	3	1	1		他の機関に紹介したものの状況	
53	3	5		12		3								1	5	5	6	5	取り扱い件数	

⑧ 世帯厚生資金、民生金庫の貸付事業を実施した。

⑨ その他、地域ぐるみ福祉推進協議会、ボランティア一般、専門養成講座等、數十回にわたり、社会福祉関係会議を開催した。

なお、昭和五十五年における心配ごと相談の状況は、第28表のとおりである。

(五) 東庄町の基本構想

この基本構想は、地方自治法第二条第一項の規定に基づき策定されたものである。昭和四十六年十月に第一次基本構想（前基本構想、目標年次昭和六十一年）が策定されていて、諸情勢の変化に対応するため、前基本構想を全面改定したのが基本構想であり、第二次基本構想的性格

を持つものである。

本基本構想の期間は、昭和五十六年を初年度に目標年次を昭和六十五年においた。昭和五十六年三月二十日の町議会において議決され、同日制定されたものである。

『豊かでふれあいのある文化のまち東庄を目指して』

本基本構想のメインストーランは「豊かでふれあいのある文化のまち東庄」で、町の総力をあげてその実現をはかりうとするものである。

1 策定の趣旨

本町は、長年、米作を中心とした農業の町として、歩み続けてきたが、近年における産業構造の高度化に伴い、第一次産業が減少し、反面第二次産業、第三次産業の増加傾向がみられる。

また、昭和四十年代に入って、地域開発の一環として住宅団地造成計画が導入され、新たな住民を迎えるとともに、民間開発等による住宅化等に伴い、都市化形成の新しい段階へと移行しつつある。

一方、高度成長を続けていた経済は、昭和四十八年における石油ショックを契機として、昭和五十年代を安定成長時代として迎えた。

高度成長期を通して、大都市圏への人口集中と機能集積が進行し、都市部における過密の弊害と社会資本の不足、農漁村部における過疎と活力の低下などの問題が生ずることとなつた。また、この高度成長期において、人びとの価値観は物的な豊かさのみならず精神的な安らぎや、ゆとりのある定住社会を求めるようになつた。

このような時代の進展に伴い、わが国では、過度に集中した都市機能の分散と、住みよい田園都市を構想とする定住構想の推進が図られようとしており、さらに、千葉県においては、昭和五十五年五月に「千葉県長期構想」が策定され、二十一世紀に向かって新しい地域をつくりあげていくためには、都市の集積と周辺地域の活力を結集させながら、「住み」「働き」「文化」を生み出していく定住条件の整備を重視し、均衡と調和のとれた真の「地方の時代」を創造していかなければならないとしている。

この基本構想は、このような社会環境の中において、今後の広範かつ多様にして高度な行政需要に対応するため、前基本構想（昭和四十六年十月策定）の成果を踏まえつつ、見直しを図り、目標年次を昭和六十五年において「豊かでふれあいのある文化のまち東庄」の実現を目指し、町の総力を結集して対処していくとするものである。

2 町の将来像

(1) 基本目標

利根の流れと、緑豊かな自然環境に恵まれた東庄において、そこに住む人びとは、自然環境と伝統のある本町の地域特性を考慮しつつ、健康で文化的な生活環境の中でのしあわせな地域社会生活を求めて いる。

町行政は、町民のしあわせな地域社会生活を作りあげるため、環境、福祉、教育、産業振興等の総合的かつ計画的な施策の展開を図らなければならぬ。

昭和四十年代の高度成長という情勢に支えられて、本町においても経済的な生活基盤は、かなり高まってきた。

今後の長期停滞化時代を迎えるにあたり、生活の安定を図るとともに、心の豊かさを求めあう町民性の創造のた

め、物心両面からの町づくりを推進し「豊かでふれあいのある文化のまち東庄」の実現を終局の目標とする。このことから、次の四つの基本的方向を掲げる。

- ① 魅力のある豊かな町の基礎づくり
- ② 生きがいのある健康で住み良い環境づくり
- ③ 自然に調和した活力ある産業振興を目指して
- ④ 新しい時代にこたえる教育と文化の香り高い町づくり

(2) 人 口

① 総 人 口

本町の人口は、昭和三十年に一万八〇一七人であったが、年々減少し昭和四十五年には一万四八五七人となつた。その後昭和四十七年から住宅団地の入居がはじまり、急激な増加がみられ、昭和五十年には一万七二一八八人となつた。さらに昭和五十一年以後も、少しづつ増加傾向が続いている。

今後における本町の人口は、住宅団地の入居完了、土地区画整理事業の実施を人口増加の最大要因として、昭和六十五年の総人口を二万二〇〇〇人と想定した。

② 年齢別人口

年齢別人口でみると、経済的・社会的に重要な地位を担う生産年齢人口に属する年代層は、昭和六十五年に総人口の約六七%を占めるものと予想される。また、出生率の低下により年少者の割合が少しづつ減少しており、今後とも同じような現象が続くものとみて、昭和六十五年には約一九%になるものと予想される。

さらに、高齢者層は、平均寿命の伸びに伴い年々増加し、総人口の約一三%になるものと予想される(第29表参照)。

第29表 年齢別人口

区 分 階層	50 年		55 年		65 年	
	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比
0~14歳	3,907人	22.6%	4,278人	23.2%	4,264人	19.4%
15~64歳	11,597人	67.1%	12,215人	66.2%	14,798人	67.3%
65歳以上	1,784人	10.3%	1,968人	10.6%	2,938人	13.3%
合 計	17,288人	100 %	18,461人	100 %	22,000人	100 %

資料：50年 国勢調査人口 55年 住民基本台帳人口

第30表 世 帯 数

区 分	40 年	50 年	55 年	65 年
世 帯 数	2,894	3,767	4,443	5,641
総 人 口	15,426	17,288	18,461	22,000
1 世 帯 当たり 人口	5.3人	4.6人	4.2人	3.9人

資料：40年, 50年 国勢調査人口 55年 住民基本台帳人口

第31表 就 業 者 数

区 分	昭 和 50 年		昭 和 65 年		年平均伸率 65/50
人 口	17,288人		22,000人		1.6%
就 業 者	8,807人		11,000人		1.5%
産業別	区 分	就 業 者	構 成 比	就 業 者	構 成 比
	1 次 産 業	3,319人	38%	2,640人	24% △1.5%
	2 次 産 業	2,966人	34%	4,514人	41% 2.8%
	3 次 産 業	2,482人	28%	3,846人	35% 3.0%

資料：50年 国勢調査人口

(3) 世 帯

本町の一帯当たり人口は、少しづつ減少しており、これは社会経済情勢の変化による核家族化に伴う現象とみられる。今後ともこのような現象が続くものとみて昭和六十五年には、一世帯当たり人口三・九人なるものと予想される（第30表参照）。

(4) 就 業 者

昭和五十年の国勢調査における総就業者数は、八八〇七人で、第一次産業・第二次産業・第三次産業の比率は、三八対三四対二八となっている。

今後とも人口の増加に伴い就業者数も少しづつ増加し、昭和六五年には、昭和五十年の一・二倍程度になるものと予想される。

また、産業別に見ると第一次産業は、少しづつ減少し、第二次、第三次産業の増加が予想され、産業構造の比率は、二四対四一対三五になるものと予想される（第31表参照）。

(3) 生活水準

町民の生活水準は国や県の経済動向に大きく影響されるものであるが、全般的に社会経済が高度化することに伴い質的によい方向に進むものと考えられる。また、町民の生活環境の安定性、安全性は諸施策の遂行により一段と向上を見るものである。

一人当たり町民所得も昭和五二年度には、一一五万二五一六円であったのが、昭和六五年度には一八七万二〇〇〇円になるものと予想される。

3 施策の大綱

(1) 魅力のある豊かな町の基礎づくり

『都市的基盤の整備に関する施策』

① 土地利用

本町の四五・三二平方キロメートルの町土は、町民の生活、文化および生産を支える限られた貴重な資源である。今後とも土地利用に当たっては、住民の福祉を基本と考え、自然環境及び農林地の保全、災害の防止、公害の防止、歴史的文化遺産の保存等に配慮しつつ、町民の安全で快適な居住環境を確保するとともに、町土の調和のとれた発展を図るものとして総合的かつ計画的に推進する。

a 土地利用区分別の基本の方針

ア 農用地 農用地については、無秩序な転用を抑制し、その保全を図り、地力の増強及び基盤整備を促進し農用地の高度利用を図る。

イ 森林 森林は、木材生産、水源かん養、自然環境の保全等公益的機能を有していることから、極力保全する。

ウ 住宅地 既存宅造地の有効利用を促進する。新規宅地開発については、都市計画法県条例等を基本として、無秩序な宅地化は防止する。さらに、本町の行財政に重大な影響を及ぼす大規模な宅地開発については、原則として抑制する。

なお、健全な住宅市街地を形成するため土地区画整理事業を行う。

エ 工業用地 東庄工業団地の用地について、本造成を促進するとともに、企業誘致を推進する。

オ その他 公共用地の重要性から、必要な用地の計画的な確保を推進する。

なお、総合的かつ計画的な土地利用を図るため国土利用計画（東庄町計画）を策定し、国及び県の計画と整合性を保ちな

がら、個別土地利用法を通じて計画的な土地利用を図る。

b 地籍調査事業

土地を科学的かつ総合的に、は握するため、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施する。

② 都市計画

本町の都市計画区域は、現在一五・三三平方キロメートルで全町面積の約三四%を指定している。

今後、昭和六十五年には人口が二万二〇〇〇人となり、また産業構造の高度化に伴い都市的業態に従事する人口も、ますます増加していくものと予想される。

このことから、全町一体の総合的な整備、開発、保全が必要となってくるので、全町を都市計画区域としての指定を促進し、都市社会に対応し得る良好な都市環境の創造を推進する。

③ 道 路

国、県道の主要幹線道路についての整備促進を図るとともに、重要町道の県道昇格を促進する。特に、国道三五六号線は、利根川の小段を利用してのバイパス建設が急務であるため、積極的な建設の促進を図り、さらに東縦有料道路への接続道路の整備促進を図る。

幹線町道の整備については、歩道、道路照明等、安全面を配慮しつつ、改良、舗装の整備を推進する。その他一般町道は、円滑なる運行の確保、道路排水および緊急車両を考慮した道路整備を推進する。

④ 河 川



町道補修工事

河川は、町民生活に、また産業の発展に大きな役割を果たしている。

今後とも、河川の浄化対策を推進するとともに、国、県との連絡協調のもとに重要河川のしゅんせつ等を行い、河川環境の整備を図る。また、利根川河川敷の広場的な有効利用の促進を図る。

⑤ 公 園



東総広域水道企業団 笹川浄水場

公園は憩の場、レクリエーションの場、災害時の避難場所等生活上欠くことがで
きないものであるため、計画的に公園の建設整備を推進する。

⑥ 交通通信

a 鉄道 国鉄成田線の全線複線化及び通勤通学時間帯を中心に普通列車、急行
列車等の増発について、関係機関に要望していく。

b バス マイカーの普及をみたとはいえ、やはり地域住民の足を確保する路線
バスの必要性は大きい。しかし、最近の輸送人員の減少及び経費の増加等に伴い、
路線バス事業者の経営の悪化がみられるが、今後とも生産性の向上等路線バス事業
者の経営努力に期待し、運行維持を図るとともに、町内バス路線網の整備促進を図
る。

c 防災広報無線 防災広報無線の活用を図り、災害情報、公害情報および町行
政の普及、啓発等公共的放送を行う。

⑦ 上下水道

生活用水は、日常生活において不可欠である。

本町においては、東総広域水道企業団から受水し、上水道事業および広域簡易水

道事業により水道建設を図り、全町水道の完成を目指す。また安定した合理的な供給計画の下で、サービスの向上と経営の安定を図る。

下水道は、快適な居住環境をつくりあげるのに欠かせないものであるが、生活環境諸施設の中で最も立遅れている。今後は、市街地区域から下水道事業計画の策定を推進する。

(2) 生きがいのある健康で住み良い環境づくり

『環境の整備と福祉の充実に関する施策』

① 社会福祉

社会環境の変化、疾病、老齢化等いろいろな事情により社会的に弱い立場にある人びとも少なくない。

町民が、ひとしく健康で、文化的な生活を保障されるよう生活保護、児童、心身障害者、老人、母子福祉等各種福祉施策の強化を図る。

保育所については、本来の保育業務の理解を深める啓発を強化するとともに、民営保育所の充実を推進する。

今後の高齢化社会において、高齢者の生きがいとしての社会参加活動の要求が高まることが予想されることから、高齢者の社会参加など新しい時代の要求に対し、一般的な雇用の場になじみ難い高齢者の希望と能力に応じた就労機会をつくるための自主的団体の育成と、就労の場のあつ旋をする。

また、身体障害者の雇用促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得者階層が低廉な家賃で入居できる公営住宅の建設を促進する。さらに、福祉は、その趣旨が援護、育成または更生の措置を要する者に対し、その独立心を損うことなく、正常な社会人として生活することができるよう援助することにあることから、経済的援助や福祉施設の充実のみでなく、地域社会、地域住民の協力と理解を得た地域社会全体の展開が必要である。

このことから、地域住民の役割、担当分野と町行政の役割等の調整を図り、地域住民の参加を得ながら、各種福祉施策との調和と相互の有機的関連の中で総合的な社会福祉を推進する。

② 保健医療

健康はみんなの願いであり、健康づくり対策が今後の町づくりのなかで重要な課題となってくる。また町民の保健医療に対する需要は、ますます高度化多様化するものと予想される。

今後は保健活動、健康増進運動の拠点となる「保健センター」の設置を推進し、公私医療機関の協力を得て予防検診体制、健康相談等の保健サービスの強化を図る。

さらに、交通事故、急病人等に対処するため、公私医療機関の協力により救急医療体制の確立を図るとともに町域を超えた広域的な救急医療体制の整備を促進していく。

国保東庄病院については、診療科目的増設を推進するとともに、医師、看護婦等医療技術者の確保に万全を期し、地域に対応した適正な医療体制の充実を図る。

③ 環境衛生

生活水準の向上及び人口の増加に伴い、排出される「ごみ」「し尿」の量は、ますます増加することが予想されるので、広域的な処理体制の強化充実を図る。

美しい住み良い町づくりのため、各種団体の奉仕活動による美化運動を推進するとともに、町民一人ひとりの美化意識の高揚を図る。さらに、道路、公園等の公共的施設の利用者に対する、ごみ、空かん等の持ち帰り運動を推進するとともに、適切な場所にごみかご等の設置を図る。

また、墓地については、極力火葬の推進を図るとともに靈園の整備を促進する。

④ 公害対策

快適な生活環境を保持するため、水質汚濁、騒音、振動、大気汚染等の監視、測定を強化し、規制と指導を推進するとともに、

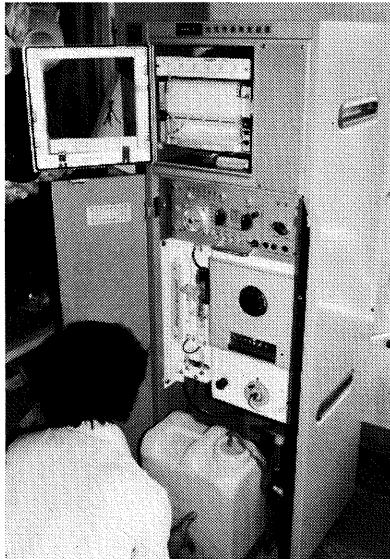
公害防止思想の高揚に努める。

⑤ 交通安全

深刻化する交通事情に対処するため、町民総ぐるみで交通安全思想の高揚に努めるとともに、交通安全組織の育成強化および交通安全施設の整備充実を図る。

⑥ 消防・防災

町民の生命、財産を災害から守るため、災害対策基本法に基づく地域防災計画により、防災体制の強化充実を図り災害を未然に防止する。



大気汚染測定装置

重要性から、町民の自主的な防災活動の促進を図る。

さらに常備消防および非常備消防防災体制を強化し、機動力の充実を図るとともに救急業務体制の強化を推進する。

⑦ 防犯

犯罪予防対策として、警察、学校、各種団体との連絡を一層強力に保ちつつ、防犯体制の強化を推進するとともに、防犯指導員を育成し町民の防犯意識の高揚を図る。

⑧ 消費生活

多様化した消費生活の中で、町民の利益と暮らしを豊かにするため、消費者啓発の推進を図る。

⑨ コミュニティー

近年における社会経済の発展により、地域社会は変遷を遂げ、地域的な連帯意識の希薄化や社会的無関心が広まりつつある。快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むことは全町民の求めるところである。

このような望ましい生活は、町民の日常生活の場である地域社会の生活環境の整備と併せて、地域住民の連帯感に基づく社会生活から得られるものである。

今後は心のふれあえる地域社会の確立を目指し、町民の地域問題への関心を深めるとともに、自発的なコミュニティ活動への参加を促進し、既存の組織単位である区等を中心として行政全般にわたる総合行政の展開の中でコミュニティづくりを推進する。

(3) 自然に調和した活力ある産業振興を目指して

『産業の振興に関する施策』

① 農業

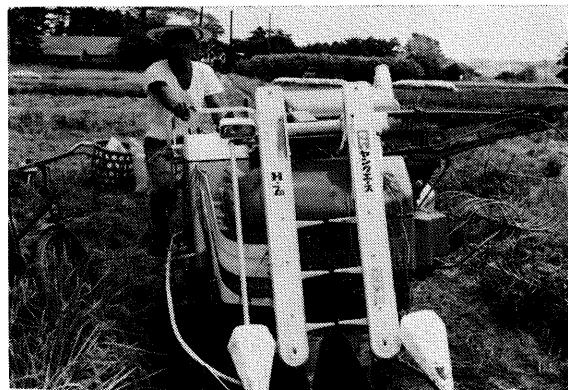
高生産性農業を目指して、生産基盤の整備、農地利用の増進、農業機械の有効利用、優良農地の確保等を推進するとともに、県立農業研修施設の誘致を図り、農業技術の向上、優れた農業後継者の養成を図る。

東総用水事業を積極的に推進し、農業用水の確保補給を行い、作物導入の計画的

選択的拡大を図る。

地力増強対策として、有機物の適正な施用による地力の維持培養を図るため、畜産農家と耕種農家の組織的結合を図る団体を育成し、堆肥センターの建設を促進するとともに、所得の増大と安定した農業経営を図る。

さらに、各種生産組織の育成を強化し、農業協同組合との連携を保ちつつ、生産から流通までの総合農政を推進する。食肉センターについては、生産地から消費者への流通の近代化を図るため、施設の整備充実を図る。



稲作の機械化

② 商工業

本町の商業活動は、佐原市、小見川町、銚子市の商業圏の影響が大きく、また今後とも町内に大規模小売店の出店が予想される。地域商業の調和のある発展を確立するため、商工会の育成を強化するとともに、店舗の専門化、商業の近代化等を図り、消費者の要請に対応できる商業振興を図る。

また、工業の発展は、町民の雇用機会の拡大と町民所得の増大に大きく貢献するものである。本町では、東庄工業団地に対する企業誘致を推進するとともに、地域に適した既存産業の振興を図る。

③ 漁業

本町の漁業は、利根川、黒部川の内水面漁業である。今後は、内水面漁場を有効的に利用するとともに、観光漁業としての促進を図る。

④ 観光

本町の観光は、水郷筑波国定公園の地域に属し、釣り、投網、銃猟等の名所として知られている。また、水鳥の飛来する夏目の堰に面した景勝の地に、現在造成中の「東庄県民の森」があり、静寂と新鮮な空気のもとで保健、休養の場として広く利用できる新しい憩いの場が整備されつつある。

今後は、観光協会の強化育成を図るとともに、観光資源の整備を図り、さらに歴史的な文化財および各地域の伝統的行事等を活用した観光開発を推進する。

(4) 新しい時代にこたえる教育と文化の香り高い町づくり

『教育文化の向上に関する施策』

① 学校教育

児童、生徒は未来の社会を担う大きな期待と重要な役割を持っている。

したがって、教育施設および設備の整備、教育内容の充実ならびに学校給食の内容充実を図り、さらに、ゆとりのある教育の中で心身ともに健全で新しい時代に適応し得る人間性豊かな児童、生徒を育成するとともに、教職員の研修機会の拡充を図る。

また、高校進学者の増加に対処するため、県立高等学校の誘致を推進する。

② 幼児教育

幼児の就学前の時期は、人間形成上重要な時期であり、幼児教育に対する関心と要望は、ますます高まるものと予想される。こ

のため幼稚園施設および設備の整備充実と教職員の研修機会の拡充を図る。

③ 社会教育

今後の余暇時間の増加等による社会生活の変化に対応して、生涯を通した学習機会を求める要請が高まりつつある。

このことから、社会教育活動の拠点となる中央公民館、図書館の建設整備を図り、青少年および成人に対する組織的な教育活動を推進する。

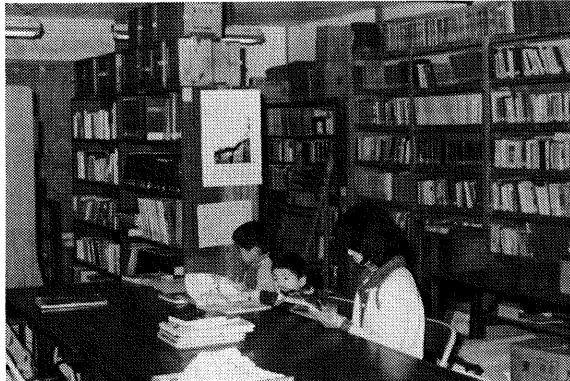
④ スポーツ、レクリエーション

町民の健康増進と体力向上を目指し、みんなで親しむスポーツ、レクリエーションを推進する。

このため体力向上とスポーツの日常化を図るとともに、各種スポーツ活動の振興およびスポーツ施設の整備拡充を図る。

⑤ 文化

心の豊かさを求めて、生活にうるおいをもたらす各種文化活動の振興を図ることもに、重要な文化財、民具、農具等を保存し、継承するため郷土資料館を設置する。また、各地域にある伝統的行事等を中心とした町民だれでもが参加できる全町的



東庄町図書館

な「東庄まつり」の創造を図る。

(5) 適正なる行財政運営による構想実現を目指して

『行財政運営に関する施策』

① 行 政

今日の複雑かつ多様化した社会において、町民の要求を的確に反映させていくため住民参加の行政を推進するとともに、行政需要の増加および高度化に対応するため、事務処理機構の合理化、人事管理の適正化、職員の資質の向上を図り、効果的な行政組織を確立する。

また、新しい地方の時代を迎えて、国における「地方分権のための施策の推進」により、今後とも市町村に対する行政事務の权限委譲が予想されることから、行政事務体制の強化充実を図る。

さらに、町域を超えた行政需要に対処するため、関係市町村と密接な連携のもとに、広域的な視野に立った施策を推進する。

② 財 政

本町の財政については、依存財源が自主財源を大きく上まっている現状にあり、財政運営上の自主性が低い。

このような状況下において、町民の行政需要に対処するため、自主財源の確保に努め、消費的経費の節減と社会資本の効果的投資を図り、合理的、計画的な財政運営をもって、健全財政の確立に努める。

③ 構想推進に向けて

本町は「豊かでふれあいのある文化のまち東庄」を目指し、この基本構想を指針として、諸般の要請にこたえるものである。

このため、この構想を具体化するにあたっては、今後策定される基本計画、実施計画により、各々の分野において、強力に推進されるわけであるが、実施計画を予算編成の基本として、総合的計画的な施策の執行を確保するものとする。

また、この構想の実現には、国、県、その他関係機関の協力援助はもとより、町民、地域社会、民間団体および町行政が一体と

なつて諸般の課題を乗り越え、住みよい地域社会を求めて努力しなければならない。

特に、町民一人ひとりの理解と協力が必要であり、町の広報、広聴活動、その他あらゆる機会を利用して、町政の目指すところを明らかにし、町民の町政に対する理解と協力を得ると同時に、民主的な町政運営を図るものとする。

(六) 町 制

昭和三十年七月一町三村の合併により東庄町が誕生して以来「仮庁舎」で過ごしてきた役場も昭和四十年十一月七日に現在位置（東庄町笛川い五七九番地の二）に設置された。

また、東庄町のき章（町章）が昭和四十年十二月に公募によって定められ、また町旗の規程も制定された。町を代表する木として、昭和四十五年十二月に「おおむらさき」をえらんだ（口絵写真参照）。これも町民から公募したものである。

現在、町民の代表となり町政を審議する議員は二五名である。

役場組織は町長以下職員、一八七名（昭和五十七年四月一日現在）で、笛川に本庁舎、青馬に支所がある。
町役場の組織図は前掲第19図のとおりである。

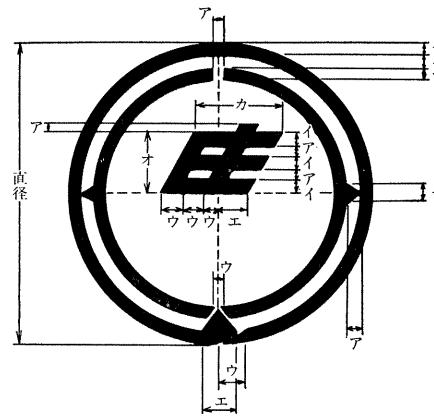
このほか、町関係の施設としては次のようなものがある。

- 1 東庄病院（国保）
- 2 納食センター
- 3 食肉センター（町立）
- 4 東庄町水道事業（町営）

○東庄町のき章の制式

(昭和四十年第十二月一日)

東庄町のき章の制式を次のとおり定める。

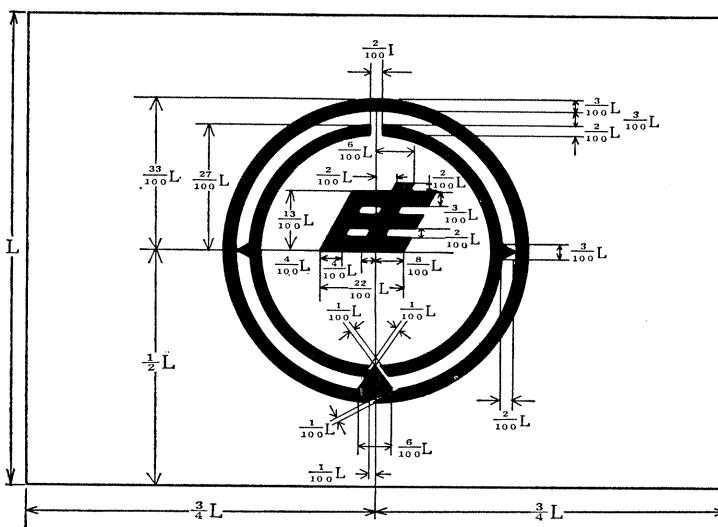


ア 直径の	$\frac{0.5}{15}$	イ 直径の	$\frac{0.75}{15}$
ウ 直径の	$\frac{1.0}{15}$	エ 直径の	$\frac{1.5}{15}$
オ 直径の	$\frac{3.25}{15}$	カ 直径の	$\frac{4.5}{15}$

○東庄町の旗の制式

(昭和四十年第十二月一日)

東庄町の旗の制式を次のとおり定める。



備考

- | | |
|--------|---|
| 1 地色 | 紫 |
| 2 町章の色 | 白 |
| | 色 |